

平成27年(ワ)第13562号福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

原告最終準備書面第43号
第8分冊

まとめ

令和7年2月5日
東京地方裁判所103号法廷

原告 井戸川克隆

原則はここにあり



原子力発電所の地震対策

地震対策の7つのポイント

- ① 活断層の上には作らない
- ② 岩盤上に建設
- ③ 最大の地震を考慮した設計
- ④ 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価
- ⑤ 自動停止機能
- ⑥ 大型振動台による実証
- ⑦ 津波に対する対策

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006年版）

証　言

私、(当時)双葉町災害対策本部長は
本件「発電所破壊事件」において
国らが、密室で決めた数値・指示等は
全て不当なので、
双葉町災害対策本部においては
機関決定・認諾していません。

«避難エリア、20ミリシーベルト、中間指針、中間貯蔵施設等の違法な強制»

原発事故を見極める

原発事故に勝つことは、
ウソに負けないことである。

ウソに勝つことは
思い込まされないこと

3月11日以前の
ことを
前期とする。

3月11日から
3月31日
までのことを
初期という。

3月31日以後から
現在までを
中期という。

現在から放射能が片付くまでを
後期という。

終期は未定。

井戸川が考える終期は、
500年後と見込んでいる。

原発事故を知るのには先ず、比較しよう

第1 前期と初期の違いを知る

第2 初期と中期の違いを知る

第3 中期と後期の違いを知る

ことで

不利益情報の不告知の正体を知ることができる

不利益情報の不告知とは、不利益な情報を告げなかつた。

不利益な情報を、重大な過失によって告げなかつた場合、
取消が認められる。

山下俊一の100ミリシーベルト以下は、発症しないという発言は、
不利益情報の流布に当たる。

恐ろしいことを想定すると
現在の事故処理費用を年間1兆円とすれば、
1兆円×500年 = **500兆円**かかることに
なる。

事故現場をコンクリートで固めれば
1兆円で済んでしまう。

本件事故で儲けているのは原発産業なの
で、笑いが止まらない。

ウソ・偽りで債務を逃れることを

欺罔・奸詐と言います。

被告東電は、欺罔と奸詐で大儲けしています。

欺罔と奸詐で国民は大損させられています。

法の不遡及（ほうのふそきゅう）とは、法令の効力はその法の施行時以前には遡って適用されないという法体系における理念の一つである。

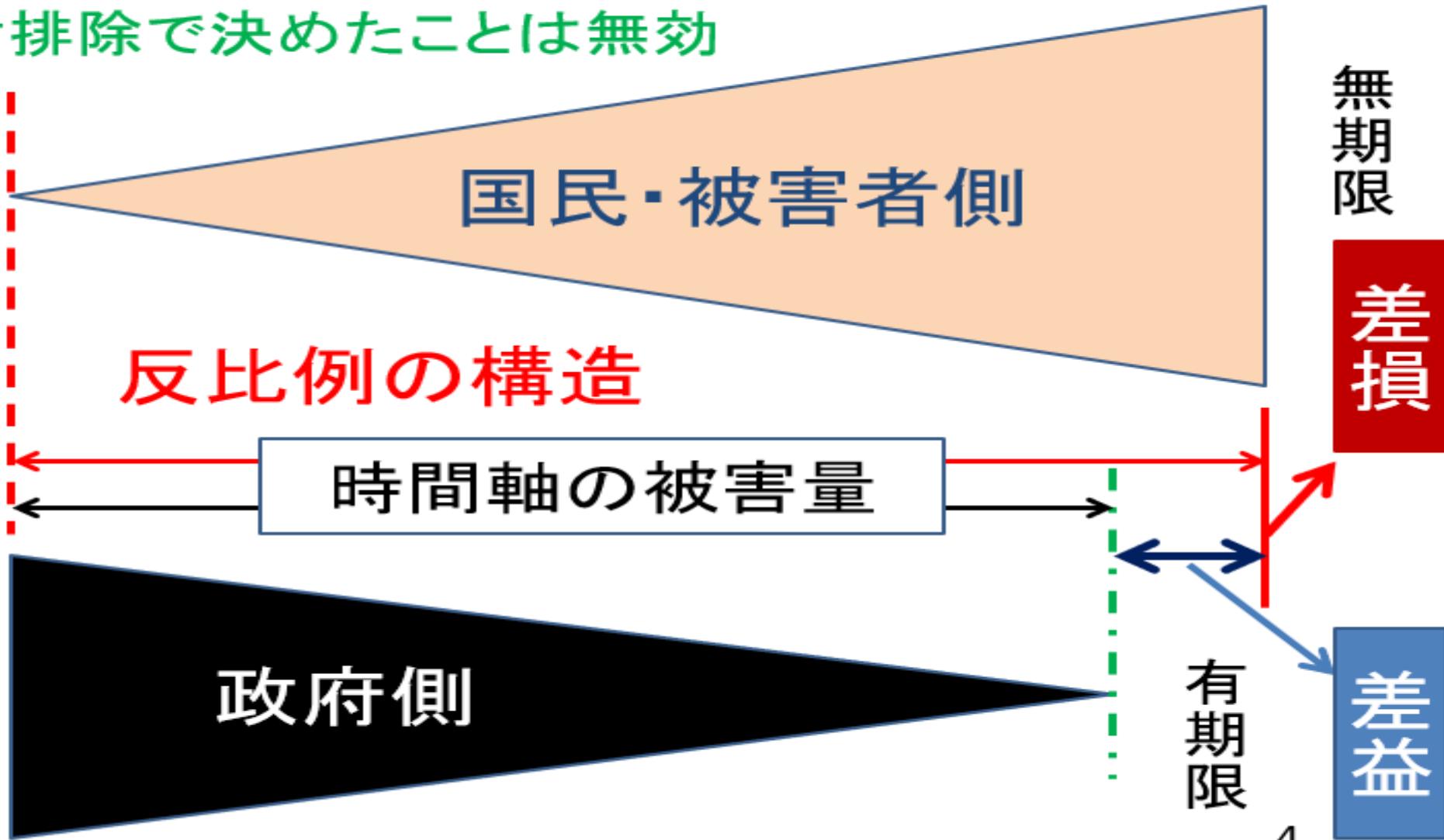
刑罰法規不遡及の原則とは、実行時に適法であった行為を、事後に定めた法令によって遡って違法として処罰すること、実行時よりも後に定めた法令によってより厳しい罰に処することを禁止する原則をいう。

ウィキペディアより引用

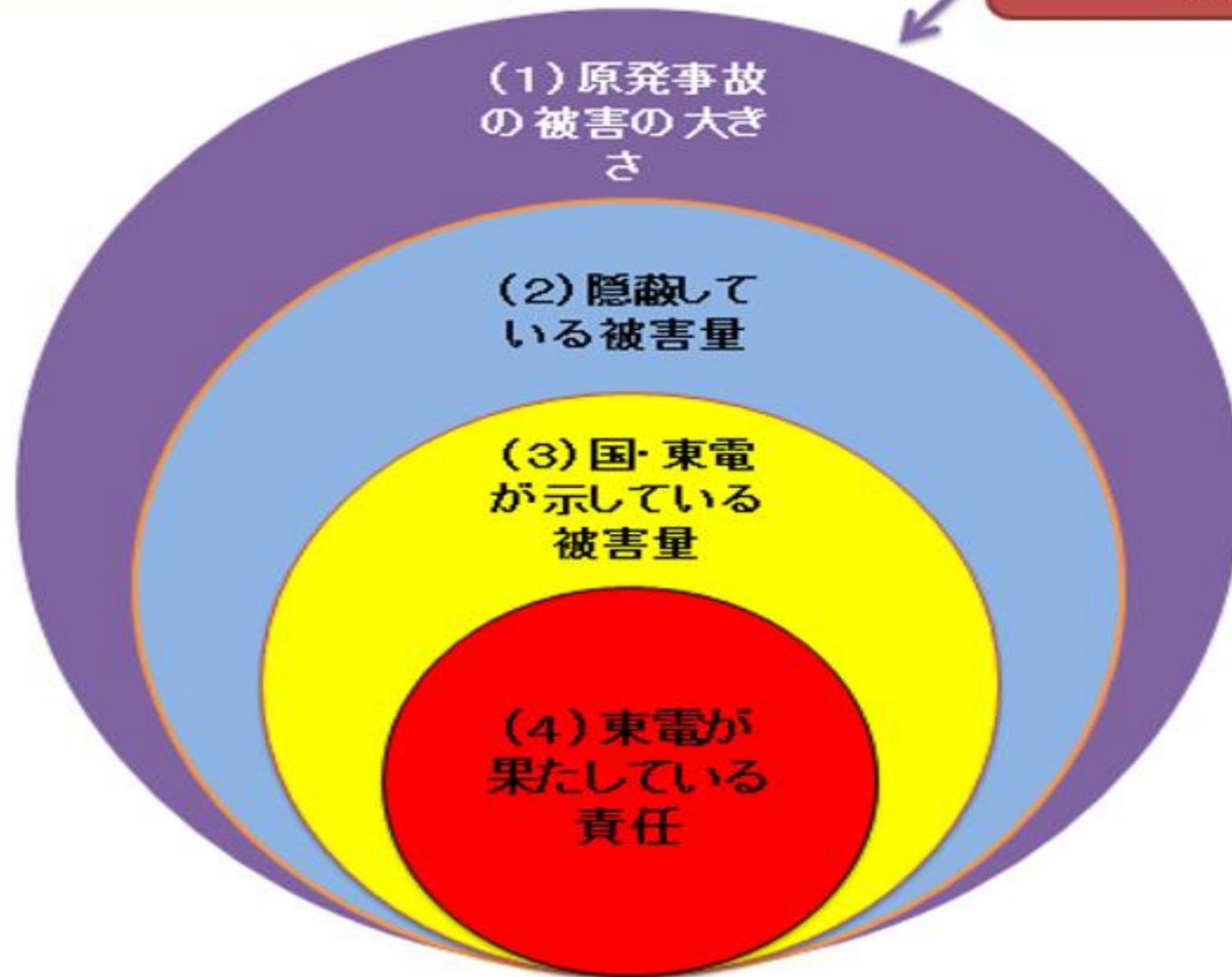
行政(密室)による被害の相関図(サギ)

被害者排除で決めたことは無効

原因発生
2011年3月11日



隠蔽と捏造の構図



合同対策協議会で決めること

- ① 屋内退避・避難の決定及び解除
- ② ヨウ素剤服用の指示の決定
- ③ 飲食物摂取制限の決定及び解除
- ④ 事故収束のためにとるべき措置
- ⑤ 緊急事態宣言解除宣言を出すべきとの具申
- ⑥ その他現地対策本部長が必要と認めた事項

となっていたが、このシナリオの事務局の原子力保安検査官の職場放棄のために実現していない。



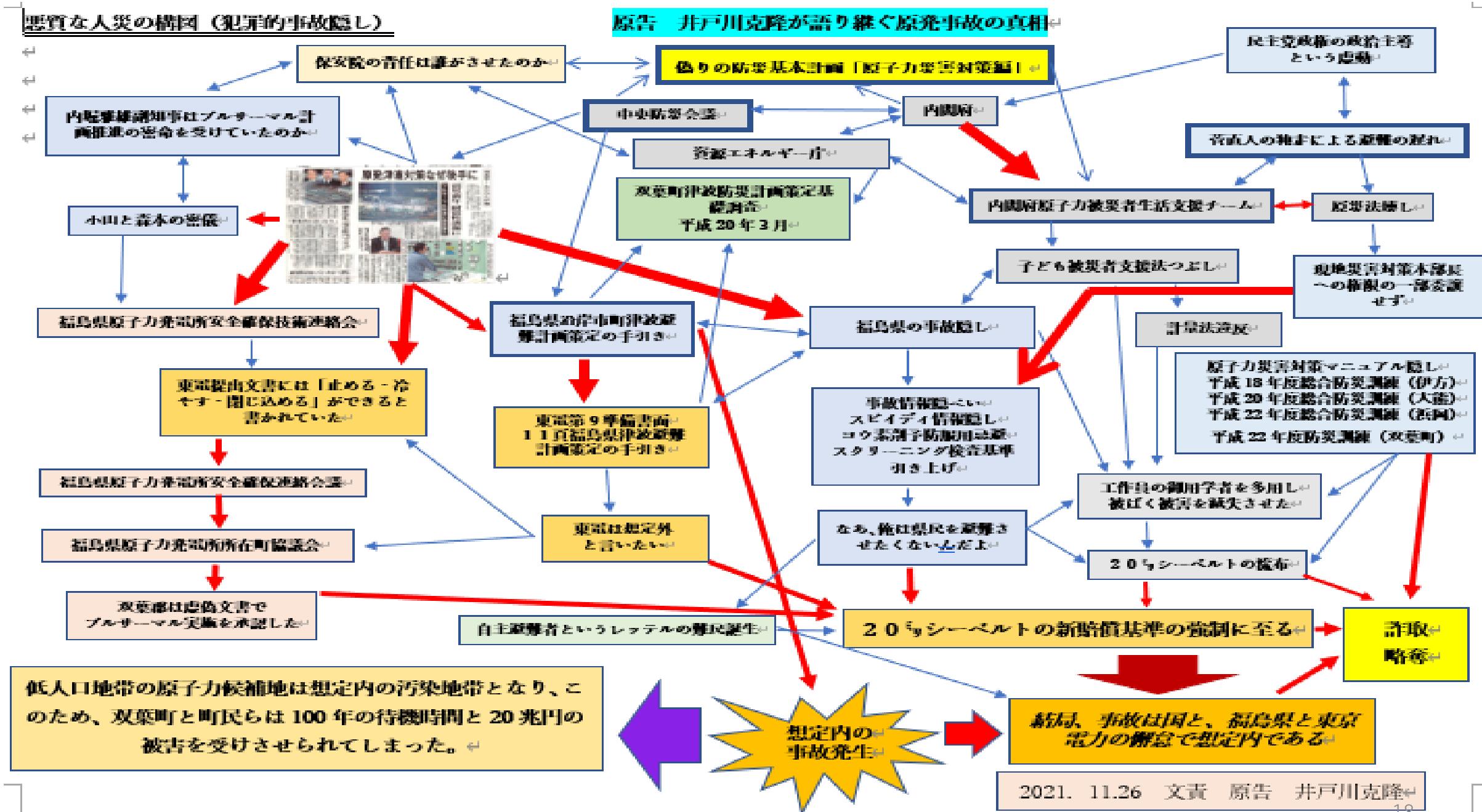
北澤防衛大臣

北澤防衛大臣、「作成したシナリオを、国民主権の上に在る
政府は、国民にも知らせて、共有すべきだな。」

「政府がやっていることを隠しておいて、国民は協力してくれませ
んよ。」

「最悪のシナリオを、最前線へ自衛隊員を派遣している防衛省へ
見せないことは、極めて遺憾だな！」

「今度の菅内閣の対処の仕方、しっかり検証しなきゃいかんな！
後世に残しておく必要があるよね。」



原告準備書面第40号←

被告東京電力準備書面（15）

に再反論する←

「はじめに」

原告は賤民ではない。被告東電は約束を守れ。←

「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」と東京電力自身が公言
していたことを守らなかったのに、今更、被告東電の主張←
など聞くに及ばない。←

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）は、原告及び双葉町に対するウソから事故に至ったものである。本件事故発生以降更にそのウソは、日本政府全体に及んで原告ら双葉町民を騙している。

被告東電は、東日本太平洋沖地震・津波によって東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以降、「本件事故」という。）を壊し、周辺監視区域外に決して放出してはいけなかった放射性物質を放出させ、発電所周辺自治体及び住民に前例のない苦難を与えたことは、憲法第18条の条文に反するもので、事故発生直後から原告ら発電所周辺の浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町が参席しなければならない、原子力災害合同対策協議会に参集させず、原告らにとつて不利益なことを決めてきたことは全部同意していないことを、ここに明言しておく。←

1 原告及び双葉町民は、憲法に保障された善良な国民である←

このため、ウソと虚偽で画策された「違法な事故対応体制」の「不条理」に支配されることはない。違法というのは、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）に際して、JCO 臨界事故の反省から作られた原子力災害対策特別措置法に沿わない体勢の下で、原告（元双葉町災害対策本部長）に避難指示を行い、その後、事故情報の共有を阻み、原災法第 23 条に定められている合同対策協議会への参加を阻まれたために、生の事故情報が得られず避難開始が遅れることにより、町民の生命にかかわる被ばくをさせられない権利を阻んだ。そして、夥しい被ばくをさせられたこと、初期被ばく障害及び晚発性障害の原因を生じさせられたこと等、いずれも、初期対応の不条理が主因で、全ての被害・損害が生じた、このために、「違法な事故対応体制」の「不条理」を赦免することは断じてできない。←

原告は、双葉町災害対策本部長として町から課されていた町民の生命、身体及び財産の保護の執行が、政府災害対策本部の独断と独走によって進められた本件事故対応で妨害されてしまった。←

簡単に言うと「町民の生命、身体及び財産の保護」の執行が、政府原子力災害対策本部の不条理によって妨害されたのである。←

したがって、原告は双葉町災害対策本部長として本件事故直後から、政府原子力災害対策本部の机上論の指示等の全てを認めていない。その証拠には、あてにできない政府原子力災害対策本部を見限り、双葉町は、独断で町民を埼玉県まで避難させたことである。←

本件事故を受けて感じることは、政府の高官が現場で原告と事故の談義をしたことがないことを裏返すと、本件事故発生以来、事故前の約束、実績を隠ぺいし、「自分たちに責任の矛先が向かないようする対策」に励んできたことを、過去に遡り、覆されることを恐れて原告との協議を拒んでいるようだ。←

原告準備書面第41号←

被告東京電力準備書面（16）

に反論する←

被告東電は、原告に反論する前に、被告東電自身が公正で、紳士的な態度で、発電所の安全対策はウソでしたと、謝罪しなければならないのではないか。←

原告は事故時、双葉町長・双葉町災害対策本部長として災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策マニュアル及び双葉町原子力災害対策計画に基づいて、政府原子力災害対策本部長の違法に偽装された事故対応体制の中で、これに騙されまいと町民の生命、身体及び財産を保護するために独力で尽力してきたことは、すでに主張している。←

本件事故においては、原告に定められた立場と行動が正しかったのかの結果を出さなければならぬのである。不作為は許されない立場だった。←

しかし、本件事故発生後の現実は隠ぺいと偽装ですべてが始まった。隠ぺいと偽装の証拠は何度も示してきたが、菅直人政府原子力災害対策本部長の独断専行で、約束されていた事故時のシナリオをことごとく葬られ、原告が得なければならない、改ざんされない事故情報が閉ざされたことと、約束されていた正式な形の原子力災害合同対策協議会が開催されず、情報の共有と対話、要求を恣意的に阻まれてしまった。←

勝手に壊した原発で計測不能な放射性物質の放出をしておきながら、被ばくの健康被害はないと言いふらす学者、芸人及び国際機関らは、実際に被ばくを体験していない。このような者を多用して、被ばく被害がないと言いふらさせて世論を騙していることの裏返しは、本件事故で東日本を放射性物質の放出で汚染させた実態を隠ぺいする必要があることを立証している。

賠償問題を穩便に解決する最良の手段は、被害者（債権者）と加害者（債務者）が対等で公開された場所で、それぞれが準備した被害・加害の項目と金額を出し合い、公平、公正な対話で解決を諮るべきであった。被害者個々人は被害の全部を語り、試算し、積算し被害・損害額を計算する。加害者も事実に基づいた試算を行い、これを個々人に再計算を行い、提示して合意を求めるべきであったが、債務者は事故の第一義的原因者（被告東京電力）と第二次的原因者（規制義務権者）が、密室で新賠償基準という被害の全容と関係のないシナリオを勝手に作り、被ばくをさせられ、生業と生活の場から離れて、窮乏している債権者に、新賠償基準という実態離れの金額で、一律賠償という、かつてあり得ない負を与えた。←

原告準備書面第42号

被告国第29準備書面に反論する

被告国第29準備書面の総論に反論するにあたって、被告東電が長年、口癖のように語ってきた「止める」「冷やす」「閉じ込める」は、原子力発電所として必定としてきたこと。この「止める」「冷やす」「閉じ込める」には例外規定という断りは無かったので、事故後の言い訳を聞いていられない。被告らは「止める」「冷やす」「閉じ込める」が実行できなかったのだから、原告ら発電所立地町民たちにウソをついていたことになる。このウソはいかなる言い訳があろうとも、双葉町等の発電所周辺監視区域外に夥しい放射性物質を放出したことは事実なので、被告国は津波対策のみを反論にしているが、重大な事実を隠ぺいしようとしている。←

被告国第29準備書面は、ほぼ原告の準備書面とはかけ離れたもので、証拠と争点が一致していないものと主張しておく。←

被告国第29準備書面8ページの、「令和4年最高裁判決（一審福島地裁）の『防潮堤を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性がある（中略）ということはできない』（丙口第258号証10ページ）について、原告の主張は、津波対策は「防潮堤」のみではなく、結果回避措置を真剣に考えるならば、多方面の検討をした場合、浸水対策及び重要機器の水密化を考慮しなければならなかつたと、原告側が考えられる方法論を提示している。←

しかも、原告の双葉町長・双葉町災害対策本部長としての立場から言えば、津波対策云々よりも、被告らが原子力の安全を常に語ってきた「止める」「冷やす」「閉じ込める」が完全に実施できる施設でなければならなかつたので、事故防止の要点は最高裁判決の津波対策のみに左右されるものではない。←

原告の「事故前の科学的・物理的・構造的安全の認識」は、発電所周辺監視区域外に発電所から放射性物質の放出をしないという裏付けを、被告国第29準備書面は、事故前に原告に示してきた安全対策の書面を無かつたことにしているので、被告国の主張は原告の主張には通用しない。←

原告は、津波対策に限った主張をしているのではなく、双葉町原子力災害対策計画を中心として、発電所立地町の責務と権利を主題として「行わなければならぬ」責務、「させられてはならない」被害・損害の完全回復を求めているのである。←

東電の大津波想定

枝野氏「遺憾」 内閣が検証へ

枝野幸男官房長官は25日の記者会見で、福島第一原発が想定を超える津波に見舞われる恐れがあることを見舞わざと東日本大震災前に東京電力と経済産業省原子力安全・保安院が把握していた問題について、「大変遺憾だ」と述べ、内閣として事実関係を検証する方針を明らかにした。

枝野氏は「大規模な津波の到来の可能性を東電は2008年に認識しており、十分に対応する時間的余裕があつた」と指摘。東電から報告を受けながら公表しなかつた保安院についても「（政府の事故調査・検証委員会が）調査しなければ遺憾だ」として、対応を批判した。

«下記は、2011年8月25日 朝日新聞夕刊より»

以下は、高知新聞記事

産業課長の森本英雄と相対した。新任の県生活性環境部次長、荒竹宏之も同席していた。小山によれば、森本はこう迫った。「津波などは含まない評価でいいんですね」。小山と荒竹は「国で判断してほしい」と繰り返す。森本は実名での取材に応じていないが、了承と受け取ったとみられる。

「あうん」の呼吸で福島県側の「了承」を取り付けた工ネ庁は、経産相・直嶋正行の説得に乗り出す。この方針に関する「大臣指示」を取り付けるためだつた。

直嶋の説得に臨んだのは後に東電顧問に天下りして批判された工ネ庁長官、石田徹。工ネ庁が残したメモによれば「大臣からご指示いただければ作業を開始する」と迫る石田に、直嶋は「そうしようか」と述べ、「津波抜き」に同意した。だが、保安院にも津波被害を懸念する人間はいた。保安院耐震安全審査室長の小林勝だ。小林によると10年7月ごろ、意を決して上司の原子力発電安全審査課長・野口哲男に直訴した。「（津波の問題を含めて）原子力安全委員会で議論した方がいい」

工ネ庁でブルサーマル担当参事官も務めた

原告最終準備書面第 43 号 第 1 分冊←

事故前の眞実

原告（元双葉町長・同双葉町災害対策本部長）は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）に際し、被告国及び被告東電から何があっても発電所の運転を「止める」、そして核燃料を「冷やす」ので、放射性物質の放出を「閉じ込める」と聞かされていたことが、でたらめだったことが分かった。しかも、もしもの時として備えていた防災訓練・避難訓練の経験をすべて隠ぺいした政府原子力災害対策本部長は、偽装とウソの上塗りを被告らが行い、原告らを放射性物質の渦に巻き込み、回復しがたい身体の被ばくと、晚発性障害の心配を与えていているのである。←

最終準備書面第1分冊は、主に、事故前の約束及び事故前の双葉町の様子を中心に入ることとする。←

この第1分冊は、原告の解説・解釈を出来る限り省いて、「論より証拠」を優先して、真実を明確にし、裁判官の皆さんには明快なご判断を頂くことを優先した。←

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）は、原子力発電所が大熊町・双葉町の敷地に無かったら、事故によって発電所から放出された放射性物質の為に、双葉町が壊されることはなかった。←

しかも、双葉町に立地していた5号機・6号機から放射性物質は、周辺監視区域外に放出していないので、本件事故による責任は発電所の所有者で営業をしていた東京電力株式会社と、この発電所の監理・監督及び規制をしてきた国に責任が集中している。←

このため、井戸川克隆は原告となり、東京電力株式会社と国（規制主務の任にあった経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構と内閣府原子力安全委員会等）を被告として、平成27年5月20日に「福島被ばく損害賠償請求」を東京地方裁判所民事第50部に提訴している。←

本件事故を惹起させた原因是、発電所周辺自治体及び住民に被告らが語ってきた、何があっても発電所の運転を「止める」、そして核燃料の熱を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」と語ってきたことが全く役に立たないまま、地震と津波で発電所を壊してしまった。←

本件事故を直視すると、立地の審査が万全でなかつたことが主因だが、設計の段階で東北電力女川原子力発電所のように敷地の地盤高を貞觀地震にならって引き上げておけば、本件事故のような過酷事故とはならなかつたことと、東京人の感覚が現場の実情を把握できなかつたという、原子力発電所の本質を理解することができなかつた被告らの任務懈怠が引き起こしたもので、決して「想定外」という愚かなウソで済まされるものではない。←

【更に悪質なのは、本件事故で発電所立地の自治体の住民に対し、様々なウソと偽装で事故による被害・損害の実害を隠したことがサギに当たると考えている。】

大辞泉のサギとは、1. 他人を騙して、金品を奪ったり損害を与えたりすること。2. 他人を欺く行為。民法96条では「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合には、相手方がその事実を知っていた時に限り、その意思表示を取り消すことができる。】

日本国語大辞典では、①故意にうそを言って他人をだまし損をさせること。また、その人。法律では、人をだまして錯誤に陥れるおとしいれる行為をいい、民法上では、これによってした意思表示を取り消すことができる。刑法上では、詐欺罪になり、10年以下の懲役に処せられる。いかさま。ペテン。欺罔。】と記されている。】

あと忘れてはいけない言葉に、「イカサマ」という意味についても、言及しなければならない。「如何様」いかにも本当らしく見せかけること。また、そのままや、そのもの。いんちき。【類語：不正・不当・邪・横様・いんちき・非・模造・偽造・偽作・贋作・贋造・代作・変造・複製・作り物・偽物・紛い物・食わせ物・擬古・コピー・イミテーション・レプリカ・フェイク】と解されている。*

菅直人政府原子力災害対策本部長は、本件事故後に登場して、原子炉に関する経験と資格がないのに、敏腕で独裁を行い発電所周辺自治体及び住民に回復しがたい恐怖と屈辱を与えたが、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に定められていた、住民の生命、身体及び財産は守られなかった。举句に、原告ら福島県民の被ばくを加速したのである。原告は、菅直人政府原子力災害対策本部長を、如何様の権現のようであると形容している。←

福島第一原発の津波評価

(東電内部資料などにより作成)

- 2002年3月 東京電力福島第一原発に、想定を大幅に上回る津波が来る評価結果を、原発設備管理の中核部門が事実上放置していたことが二十七日判明した。東電は土木学会に評価の審議を依頼したとして「軽視
- 06年7月 米フロリダ州の原子力工学国際会議で東京電力が福島第一の確率論的津波評価を発表
- 08年4月~5月 東電が明治三陸地震の津波の波源を福島沖と仮定して評価。津波水位は最大10.2m、浸水高15.7m
- 12月 産業技術総合研究所の貞観津波シミュレーションにより、東電が社内評価。津波水位は最大8.9m
- 09年~10年の冬 東電が福島県沿岸で貞観津波の堆積物調査
- 11年3月7日 東電が津波評価結果を原子力安全・保安院に説明。貞観地震評価の津波水位は満潮を考慮して最大9.2mに変更
- 11日 東日本大震災、福島第一で事故発生

福島第一原発の津波評価は、東日本大震災で最大水位8.9mの結果を得た。08年12月には貞観津波(8.69年)のシミュレーションで最大水位

8.9mの結果を得た。

※ 福島第一原発の津波評価 東京電力の専門家は2006年7月に米国で開かれた国際会議で、福島第一原発に想定された津波水位5.7mを上回る津波が50年間に来る確率を、最大約10%とする確率論的安全評価(PSA)の試算を発表。08年4月には明治三陸地震(1896年)が本県沖で起きたと仮定した計算で、最大の津波水位10.7m、浸水高15.7mと得た。

可能だった津波対策

東電原発外部指摘都合良く解釈

解説

東京電力福島第一原発に、想定を大幅に上回る津波が来る評価結果を、原発設備管理の中核部門が事実上放置していたことが二十七日判明した。東電は土木学会に評価の審議を依頼したとして「軽視

や放置をしていたわけではない」と強調するが、審議結果を待たずとも、被害の軽減措置を講じることは可能だ。

災害のリスクは発生の頻度と規模、被害軽減措置の組み合わせで

何も二十倍の防波堤を即座に築く必要はない。電源車を高台に配備し、電源盤など枢要機器の水密性を強化するといった応急措置

は、東日本大震災で、学会に審査されたのは二〇〇六年七月。二〇〇六年七月は、東日本大震災で、学会に審査されたのは二〇〇六年七月。二〇〇六年七月は、東日本大震災で、学会に審査されたのは二〇〇六年七月。

論説

を出したり、線量に応じて避難区域を設定したりした。しかし、原発に近くても線量が比較的、低い場所がある一方で、数十キロも離れていたながら局的に高い場所がある。原子炉が冷温停止状態になったといつても、区域を機械的に解除するわけにはいかないはずだ。これまで以上の詳細なデータ収集が欠かせない。

復旧・復興にとって本末転倒だ。区域の解除・設定の手続きをどう進めるのかを市町村や住民に説明することが国に求められよう。

政府などの線量調査の結果を見ると、残念ながら長期間にわたって居住の困難な地域が出る見込みだ。仮設住宅やアンケートの調査対象は、

住民の意向調査が必要

むすび←

双葉町は先人を敬い、法を守り、老いに優しく手を差し伸べて、子どもを健やかに育て、安寧と安らぎの感じる町を保ち、安全を優先した交通死亡事故等の事件・災害のない町日本一を目指していた。←

福島第一原子力発電所は双葉町の施政下に在るために、町を超えて町を左右することは許されていない。町が目指す安全を原子力発電所も共有し、発電所にトラブルが起きても、原子力発電所の運転を「止める」、そして、原子炉を「冷やす」、更に一番大事な放射性物質を格納容器内に「閉じ込める」ので、双葉町に放射性物質を拡散することは、断じてないと東京電力は語っているので、安心していた。←

しかし、うれしい思いとは裏腹に、この時第一原子力発電所では、双葉町及び町民が阿鼻叫喚の地獄へ突き落されそうになっていたのだった。←

第2分冊につづく←

原告最終準備書面第43号 第2分

事故発生

被告らは約束を守れ←

※以下は、福島県原子力安全確保技術連絡会の会議資料※←

プルサーマル導入承認会議で原子力安全・保安院が提出したもので、安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるよう設計となっていた福島第一原発が地震・津波で壊れてはいけなかつた。←

この資料は、発電所所在町に対する約束文なので、「想定外」という、言い逃れは絶対に許さない。←

福島第一原子力発電所及び 福島第二原子力発電所の 耐震安全性について

平成21年7月
原子力安全・保安院

原子力発電所の耐震安全性

福島第一・福島第二原子力発電所をはじめ全国の原子力発電所については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(昭和56年7月原子力安全委員会決定。いわゆる「旧耐震指針」)を踏まえ、耐震安全性評価を行うとともに、原子力発電所の設置許可後に生じた地震等から得られる科学的知見を踏まえ、耐震安全性についての確認を適宜行っており、原子力発電所の耐震安全性は十分確保されている。

原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計

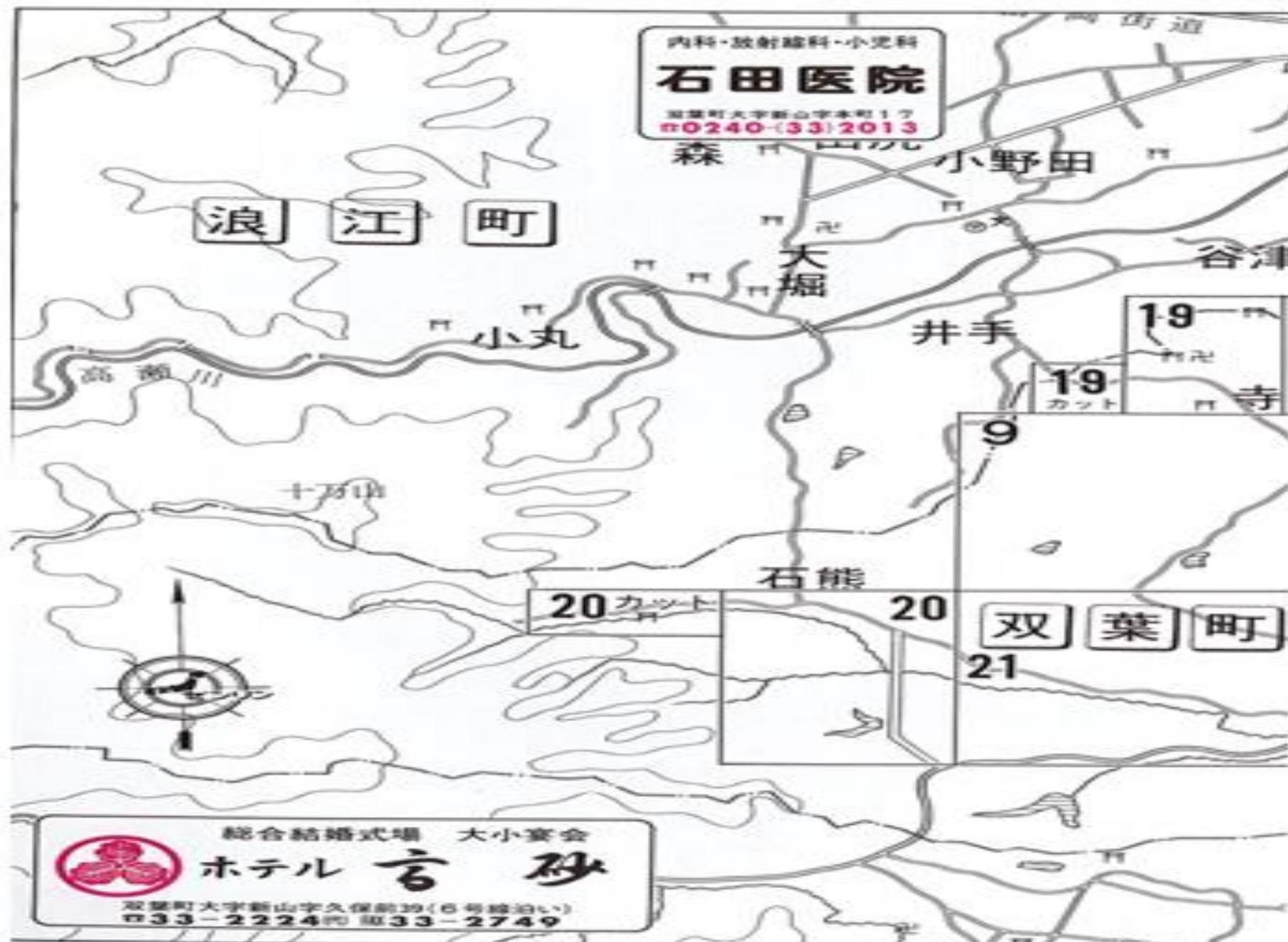
その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない

安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計

5 / 504

«上記報告は虚偽報告だった»



34 / 504

川双葉町区分図

土木地盤諮詢→設計施工
服務專線:081-42 8862178

半谷工務店

TEL (03-601) 33-2346
FAX (03-601) 33-4454

日東金属工業株

東莞市大朗慶山小学 0240-3314630
0240-3314637

35 / 504

フクシマの真実を語る

余りにも悲しい現実 と 責任転嫁

原発事故の責任者

- ・第一義的には原発の所有者・設計者・建設者
- ・第二次的には規制権限者
- ・第三次的には原発行政補助参加人

松本副知事



原子力災害合同対策協議会
(福島県原子力災害対策センター)

保安院 根井審議官

先ず皆さんにお聞きしたい 1

皆さんは東電から想定外だ
言って泥水を掛けられてニコ
ニコ出来ますか？

それが放射能だったらどうし
ますか？

先ず皆さんにお聞きしたい 2

なぜ原発は大消費地に造ら
なかつたのですか？

放射能を浴びた事が無い者
達が放射能は安全だと言う事
を信じられますか？

町長応接室で誓った事は契約だ

Q: 町長…事故は起こさないで下さい

A: 東電…「止める、冷やす、閉じ込める」で放射能は出しません

Q: 町長…現場力が落ちてきていますので監理監督をしっかりやってください

A: 保安院…分かりました、しっかりやります

Q: 町長…小さなミスを続けるとやがて会社を潰すような大事故になるよ

Q: 東電…町長心配しないで下さい、出しません

原発事故は犯罪だ

- ・加害者は我々の役割を壊した

命を守る

家族を守る

伝統を守る

地域を守る

安寧を守る

自然を守る

町を守る

我々の役割り

先人から引き継いだ双葉

町を子孫に繋ぐことが最

大の役目だ

放射能は毒だ

今度の事故で放射能は大したことは無いと言う者は金で雇われた「そそのかし犯」である。

勿論、間違えた風評被害の「言いふらし」も同罪だ
刑法第何条によると……

毒の証拠

今福島で無害論を言いふらしている者達は「毒」でないと
言っているから「毒」なんだ。

騙すな東電！

- ・我々双葉町民は東電を騙したこと
は一度も無い
- ・色々トラブルが有っても暖かく見
守ってきたのを忘れるな
- ・仲良かった時に戻れ、礼儀をわき
まえろ東電
- ・東電は逃げずに直接対応しろ

経済産業省は一番の加害者だ

- ・事故の根源は経産省だ
- ・本当に監理・監督していれば事故
は防げた
- ・先ず我々に謝れ
- ・その後、資源エネルギー庁を解体
しろ
- ・原発行政から離脱しろ

双葉町民は最大の犠牲者

賠償に騙されてはいけないよ

元から有った財産を金に換えただけだよ。

月10万円の内訳聞いた事がある？

10万円は最低価格で上は決めていない。

本来、請求は自分が計算するのです。

皆さんの賠償基準は加害者の経産省が
勝手に造ったもので、従う必要はありません。

ベント(炉内気圧を下げる)の条件

“風下に人間がいない事”

1号機のベントは3月12日午後2時30分行った

この時、町内には大勢の人たちがいました

2時40分40秒、上羽鳥のMPが4. 6mSv記録

事故前は0. 05 μ Svが92, 000倍になった

「直ちに影響が無い」の意味=菅総理曰く、すぐに被ばく死をしない状態のこと…大量被ばくした町民を無視した言葉だった

(1) 被告らの傲慢 ←

ペントと聞けば震え上がるくらい許せない行為です。「**止める、冷やす、閉じ込める**」と言い続けてきたのは事業者の東電と管理者の国でした。この3つの言葉の持つ意味は、地元が原発の営業運転に対して、保険を掛ける意味合いがありました。双葉町としては、再三にわたって、放射能を出さないように言い続けてきました。原告は放射能が嫌いで怖いから出さないように、被告らに当町応接室や、国及び東電の本店でも注意を喚起していました。この時、被告らは笑いながら、町長、放射能は出しませんから、心配しないで下さいと言ってきました。あの笑いは何だったのでしょうか、どうしてペントを防ぐことが出来なかったのかがわかりません。 ←

私は発電所の建設現場の経験をするために、2号機の D/W や S/C の組み立て工程に従事したことがあります。一時的な経験でしたが、大型の鋼構造物の接合において、格納容器などの溶接はトップクラスの溶接工がやっていました、そのあとの溶接波をグラインダーで平滑にして、溶接傷を見つける探傷チェックやエックス線撮影で陰影検査を行う厳しい工程で作られているのを目撃してきました。そのため、原発は簡単に壊れるものではないと信じていました。ひとつ気になったのは、D/W と S/C の組み立てが完成して行う、耐圧試験が空気圧 2.0 kg/cm^2 で行われたことでした。後でわかったことですが気体を使う耐圧試験は低圧でなければ、漏れている個所の発見がしにくいということで、この不信は解けました。この検査では漏洩力所がなく、無事検査が終了して組み立てが終了しました。ここで私は発電所の仕事から離れました。←

私は小さな工事屋でしたが、圧力容器の安全弁を作動させた経験はありませんでした。その前に必ず前触れがあってエラー表示が出ます、これを見抜けないと最終工程の安全弁が作動するようになります。東電の技術者は、エラー表示を見抜いて安全弁（ペント）に至る前で処置ができなかつたのでしょうか。←

この陰には、官邸にいた素人の政治家が過剰に現場をコントロールしすぎたものも一因と判断します。町と県は被告東電と結んでいた【東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書】（以降、安全確保協定という）にある（通報連絡）第3条には、丙は（東京電力）、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。】となっていました。←

この安全確保協定に基づけば、県、双葉町、大熊町と東電が主体者なので、わき役の官邸が情報を独占したために、ペントについての協議が行われませんでした。11日の深夜から12日の未明にかけて、官邸は発電所に対して指示を直接出していたことは重大な間違いました。←

発電所では未経験の異常事態が起きました、それは立地の双葉町に建設されている発電所で起きたことなのです。それを遠くにいて、被ばくの危険のない人達に左右されるものではありません、遠くの人達以上に現場では危機が迫っているのに、地元は知らされないということは前代未聞で、まさに想定外の事件でした。地元の権利を妨害したままで、本件事故の避難解除・終息はありません。権利の侵害の賠償を払ってもらわないと帳尻が合わず、交通事故で言いますと、ひき逃げをした犯人は罪を問われずに、逃げ得したことと原発事故は同じ解釈となってしまいます。← 100 / 504

ペントに至らなければならなかつた愚かさは、前述しましたが、放射能の嫌いな町の災害対策本部長は、これまでペントそのものに対しての忌避を東電には示してきました。これに対して被告らは口をそろえて、「**止める、冷やす、閉じ込める**」ができるので、大丈夫ですというから、町民に対して大丈夫と言ってしまった責任をどうにかしてほしいです。←

発電所から送られてくる通報は発信者の都合で送られてくるので、その意味を理解するには、専門家が役場にいて解説してくれないと内容が理解できませんでした。理解できていたら、町では、町民に大至急避難するよう、呼びかけていました。場所が決まらなくても町から 100 km 以上離れるように、防災無線で広報していました。後のこととは考えないで、広報していました。←

100km以上の避難が間違いであっても、被ばくが避けられたのであれば幸いなことなので、後で町民から叱られてもよかったです。←

(6) 黙ってペントされた側の気持ちになってみろ←

私は、ペントは最悪の行為だと思っています。私だったら自分の管理してい

101 / 504←

「

るものが、手に負えないような事態になり、公衆に多大な迷惑をかけるのだから、死んでお詫びするくらいのことだとだと思っていましたが、私の考え方がおかしいのか、それとも世の中が変わってしまったのか。官邸は人としての良識がなかったと思います。この時双葉町では地震と津波で住むところがなくなり、どうして今夜を過ごそうかと思い悩んでいる最中に、ペントの被害を受けさせることに、ためらいとか良心とかなかったのでしょうか。まして、この国の最高責任者が、国民の保護を優先しないことに心が痛まなかつたのだろうかと思うと、私の心が痛み、悲しくなってしまいます。ペントの騒ぎの中で「双葉町に連絡を取れ、現場はどうなっているのか調べろ」と、どうして言えなかつたのか、自分がやらなくても部下に命令するのに 10 秒もあればできただろうに。やる気があればできた地位に官邸政治家たちはいました。このためペントを知らずに、12 日は避難指示を受けて町民に避難指示を出して町から避難させました。←

102 / 504←

65

基本的なベントの周知とは、このようにしなければならない

【本件事故で一番必要な情報は放射能放出情報なので、「放射能が原子炉から何時頃に出しますので、
申し訳ありませんが、〇〇km以上なるべく遠くに避難してください。
現在風はこの方向に吹いています、今後は〇〇の方向に吹
くと予測されますので、風下の〇〇の方向は大至急避難してください。
よろしくお願いします。】と広報するのが合同対策協議会の報道担当者の対応でした。】←

(1) 大原則←

- 1) 法を守らなければ法に非~~す~~：非合法となり原始社会で無原則、無組織、無秩序状態のこと←
- 2) 法の下の平等：社会秩序が保たれている状態、健全を維持し継続するための大原則←
- 3) 共有の原則：社会の公平、公正を維持し、平和で幸福を追求するために必要な原則←
- 4) 法によってのみ義務が発生する：公知されて、国民が法を受認し共有された場合においてのみ義務が発生する←
- 5) 法を犯した者に従う必要はない：無法者、脱法者は犯罪者で、公人・支配者ではない←
- 6) 罪と罰は法を犯した者にのみ与えられる：ウソ、偽り等の犯罪で得た利益は、返済しなければならない←

1. 法を守らなければ法に非ず←

*原発事故発生原因：隠ぺいを重ね、事故防止対策を怠ったために発生したもの。原子力基本法を守らず、炉規法、電業法等の解釈を捻じ曲げ、情報の操作を行い、高度の注意義務を怠り絶対安全を空理・空論にさせて、社会を騙した結果、自然力の当然の報いを招いたものである。←

自然力の隠ぺい：中央防災会議の議論の無力化、政府地震調査研究推進本部の長期評価の提言外し、土木学会原子力土木委員会による推進本部評価の矮小化偽装、電気事業連合会の政治介入による印象操作、←

原告最終準備書面第43号 第3分冊←

事故隠しの正体

■ まえがき←

本書を読むにあたり、原発事故は初めての事故だと思い込まされていることに、町民の皆様に気づいていただきたいと思います。原告の考えは、原発事故をありふれた事故・事件だと考えています。この事故・事件は東日本全体に、猛毒の放射能をまき散らしました。この毒は、「被ばく傷害」という直接的毒と、毒は体に影響がないという「ウソの毒」の二つが重なっています。←

本書では、「毒は体に影響がないという『ウソの毒』について」、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）は、悪党らが国という立場を悪用して、ウソで責任を町民と国民に転嫁しています。←

電力工場内（東電の第一原子力発電所をいう。）の格納容器から敷地の外に、決して「**出してはいけない、出さない約束**」の毒を漏らしてしまったと考えれば、全責任は電力工場にあるのです。工場の毒を出さないように規制し監督してきた行政（経済産業省原子力安全・保安院、原子力安全委員会等）には、何を管理していたんだという、任務懈怠の責任追及と被害回復要求がされなければなりません。←

敷地周辺の住民と、電力工場は創業以来ずっと毒は出しませんと約束していました。その約束は危険な電力工場が、何があっても発電所の運転を「止める」、毒の熱を「冷す」、毒を「閉じ込める」という3つの約束をしていました。（本書表紙に記しています）

しかし、電力工場側はあろうことか、ウソで事故を起こし、3つの約束を「想定外」と、言い逃れをしています。更に、電力工場側の言い逃れを助ける悪い奴が国にいるのです。

又、東電の原発事故の毒の被害について、無害だとウソを言いふらす工作員を、毒の被害に遭っている福島県庁が招聘し、100ミリシーベルト以下の毒素は、健康に影響はないという言いふらしをさせた者がおります。

以下は、東電原発事故の影響範囲を原告が想定したものである←

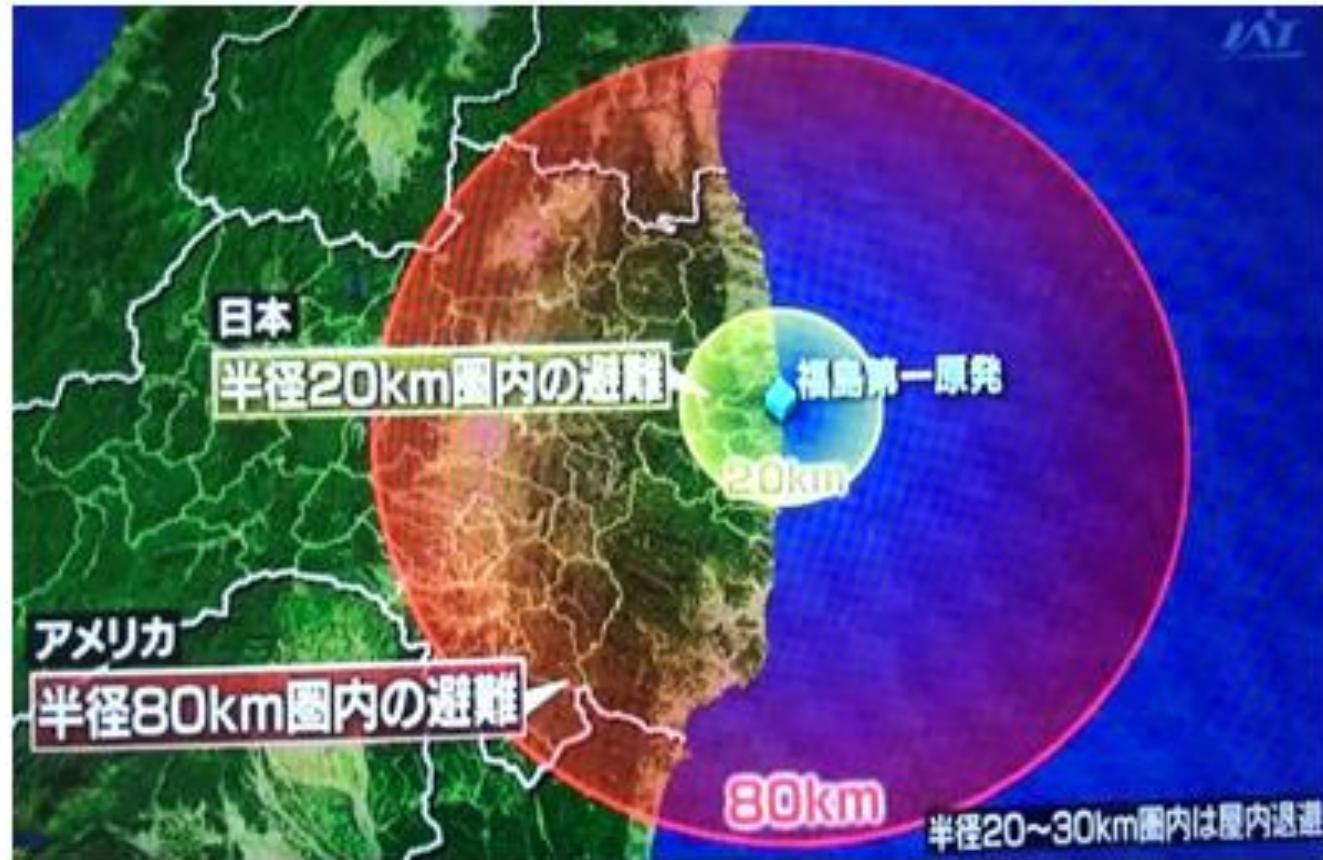
«図2・福島原発の放射性物質（毒）の影響予測図»←



11 / 221 ←

内は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から放出された放射性物質が1ミリシーベルト以上と原告が想定している範囲を示す。←

下記は、アメリカの AMS を基にしたアメリカ人の人命尊重を考慮した避難範囲で、中の 20km 円は日本政府の人命無視で、行政組織と企業を守るための考え方である。



2 双葉町民は限界のない「汚い爆弾」に侵されている。←

原発そのものが日本の「がん」であることが、本件事故の推移で証明されている。

「がん」は声も、振動も痛みも出さないサイレントキラーで、気づいたときはフクシマのようにウソで、救命措置が隠ぺい・偽装されてしまう。←

エネルギー資源がないので原発に頼るしかないと、マスコミが世論をはやし立ててきた裏の正体の原子力産業は、監査のいらない税金の垂れ流しができるために、ウソを生業にする利益相反関係者にとっては、非常に美味しいから手放せないのである。←

デンマーク・ノルウェーを見てみよう、国民の健康と国富を食い尽くす原発に頼らないで、国力を保っている。賢いドイツは原発を推進してきたが、福島の事故から学び、原発を廃止しようとしている。←

(2) ジェー・シー・オー核燃料臨界事件 (Wikipedia より) ←

1999 年 9 月 30 日、JCO 東海事業所の核燃料加工施設内で核燃料を加工していた最中、ウラン溶液が臨界に達して核分裂連鎖反応が発生し、この状態が約 20 時間持続した。これにより、至近距離で多量の中性子線を浴びた作業員 3 名中、2 名が死亡、1 名が重症となったほか、667 名の被曝者を出した←

この事故を受けて、原子力災害対策特別措置法が制定されたほか、保安規程の遵守状況の日本国政府による確認、定期検査、主務大臣または原子力安全委員会への申告制度（原子力施設安全情報申告制度、いわゆる内部告発制度）が導入された。←

«2012年3月1日 福島民報新聞記事は被ばくを容認させる記事»

150

2012年（平成24年）3月1日（木曜日）

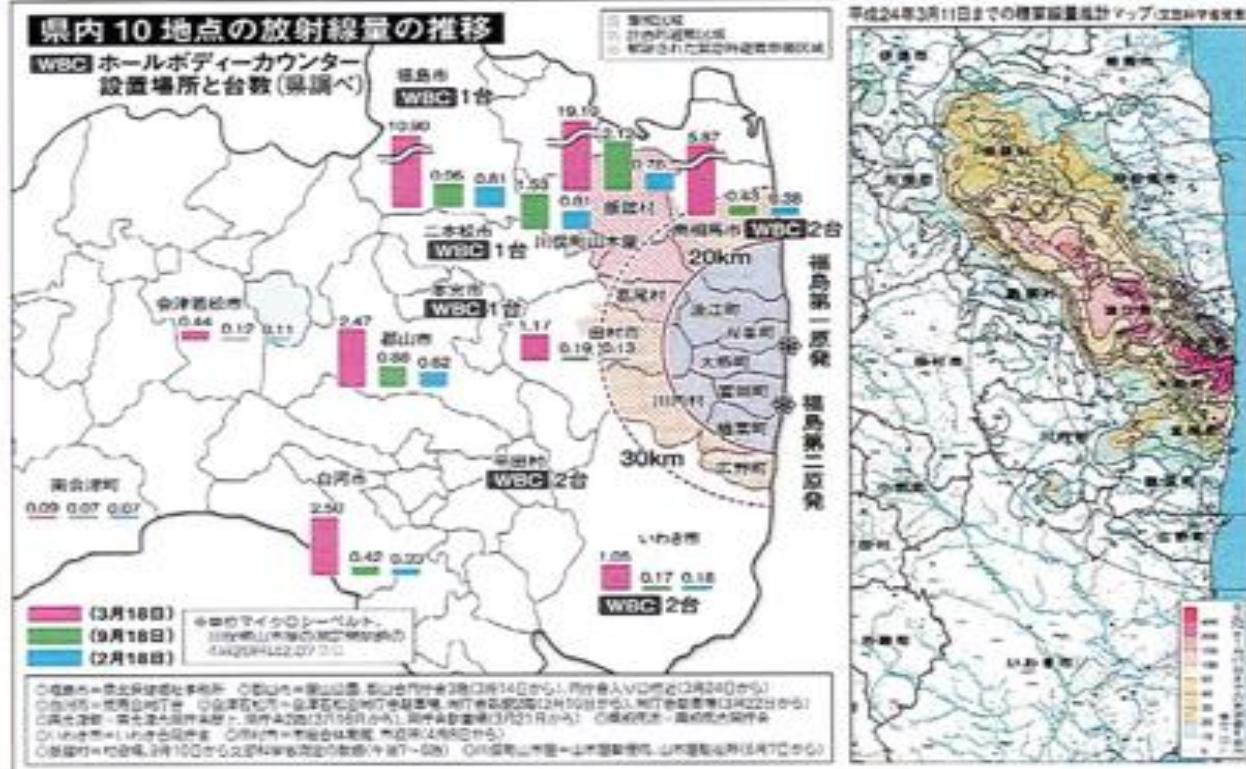
福 岛 民 俗

卷之三

「3.11」から1年

避難基準の年20ミリバット 政府が容認

健康影響評価は困難



烟酒土酒 / 传统发酵饮品

上記記事は全くのウソである。「現在、住民避難の基準としている年間20ミリシーベルトは」が真っ赤なウソである。原告が原子力行政に関わってきたときから、20ミリシーベルトが避難基準という文言は見たことがなかった。福島県はよくもこんなウソをつかせたのか不思議でならない。福島県は本件事故前に出稿していた「ウランちゃんの原子力の基礎知識」に、一般公衆の被ばく限度は年間1ミリシーベルト以下と明記していた。事故発生したら、20倍に引き上げるという約束を福島県は、県民に対して行っていない。

この記事は、福島県民に対する根拠のないウソの印象操作であることを断言しておく。
上記記事には、「避難基準の 20 ミリシーベルトを政府が容認」と記載されてい^る
るが、どこの政府の、誰がどのようにして決めたのかを探らなければならない。←

この 20 ミリシーベルが正解ならば、原子力安全・保安院が事故現場から、発電所周
辺の住民より早く、日本の敗戦時の満州の関東軍のように、逃避する必要はなかった。←

20 ミリシーベルトという数値を使い国民を騙す目的は、1 ミリシーベルト
以下を守ることができなかった責任について、放射性物質を
放出させた被告東電の責任を、国民と被ばく者の責任に転嫁
することを目論んだ二重の加害行為である。←

「避難基準の 20 ミリシーベルトを政府が容認」は実在しない虚偽である。←
上記の 20 ミリシーベルトという違法な数値を、どこかの誰かが決めても、原子炉等規
制法或いは放射線障害防止規則に則らないので法理として機能させられない。これを現
場に指示した場合、法律違反となる。←

1 汚い爆弾攻撃に遭う双葉町民←

汚い爆弾とは、原爆の爆発とは違う放射性物質による汚染を引き起こすことを目的とした爆弾。汚い爆弾は放射性物質を飛散させる目的で爆発をさせるが、爆発による破壊力を利用するものではない。本件事故では、原発を爆発させて広範囲に放射性物質を放出させた。これは、予告されたことではなく、双葉町民は自分を守ることができず、無防備のままで被ばくさせられたので、原告はこれを汚い爆弾攻撃と呼んでいる。←

日本政府と東電は、事故防止対策を怠り本件事故を招き、事故発生以降は情報の独占と事実の隠ぺいを行い、利益相反関係者と思しき正体不明の学者ら（悪魔の使い）が、被ばく被害（核テロ）に遭遇させられた町民の放射能の被害を「にこにこ笑っていろ」と囁き、被害の滅失を企み、被害者・町民に損害（詐害）を与え続けている様を、汚い爆弾攻撃と呼ぶことにしている。←

3 私は原発事故で被災者にされることを契約していない←

私（双葉町長）は、原発事故の犠牲者になることを認諾も、合意したことはなかった。なぜなら、被告東電は必ず断りを語っていた言葉の、原発の運転を「止める」、核燃料を「冷やす」、放射性物質を発電所監視区域内に「閉じ込める」を信じていたからだった。←

このため、事故で被ばくさせられること、放射性物質で双葉町に人が住めなくされること、更に事故時に設けられることになっていた、対応組織の一番大切な原子力災害合同対策協議会に、双葉町が参加させられず、被告国が原告らを不当に扱い、不利益を被らせたこと、並びに、20ミリシーベルト以下と捏造し、避難エリアのいい加減な設定、避難解除、加害者らが中間指針という如何わしい賠償基準を抱え、原告（双葉町民）をことごとく騙すという契約はしていなかった。← 33 / 221

6 双葉町民の進路を阻んだ者←

双葉町民の「生命、身体及び財産を保護する」の責務は、災害対策基本法第5条及び原子力災害対策特別措置法第5条に、双葉町長にはこれを守れと定められている。双葉町長がこれに尽力することは当然であり、定めを果たそうとしない者は責任罪となってしまう。←

原発事故当初、国と福島県は被ばく被害を隠ぺいしようと、マスコミを挙げて被ばく量は僅かだという偽装に全力を注いでいた。←

この偽装に同調するわけにはいかない双葉町長・双葉町災害対策本部長は、町民の被ばく被害を出来る限り少なくしようと奮闘していた。福島県庁の「避難させない施策」に同調している双葉郡の町村長の中で、孤立しながら活路を見出すために奔走していた。←

第1 ウソと騙し←

東京電力の原発事故の主因は、津波による自然災害と思い込まされている国民が多いが、それは事実の一つに過ぎない。津波対策工事を開始すると発電所立地の町並びに町民から、対策工事よりも発電所の運転を止めろと言われる。今、東電は柏崎刈羽原発の運転を止めながら地震復旧工事をしているので、膨大な工事費と売電の減収のために経営が赤字になっている。その上、福島第一・第二発電所の運転を止めさせられたら、大幅な債務超過になり、株式の上場が困難になってしまないので、津波対策工事をすることができなかつたという、こんな経営上の都合で、福島第一原発の事故を招いた犯罪的事件なのである。←

本件事故では、過去の約束の「止める」「冷やす」「閉じ込める」を実行していない。

過去の約束とは、JCO 臨界事故の反省から作られた法律「原子力災害対策特別措置法」並びに、「原子力災害対策マニュアル」及び、「双葉町原子力災害対策計画」、「原子力防災訓練実績」等の全てを隠ぺいし、本件事故前から引き継いできた、国（経済産業省、文部科学省ら）と福島県（福島県原子力災害対策課）が自らの責務を放棄したのである。

举句に、原子力災害対策特別措置法上の原子力緊急事態宣言中にありながら、野田総理は平成23年12月16日、現地の発電所周辺自治体との対話と合意形成をしないで、突然、事故の収束をしたという「ウソ」を発表したのである。

以降は、可能な限り真実を皆さんに伝えるために記したものである。

※ 1 原子力発電所に必要な資格←

- ア 放射線取扱主任者←
- イ 原子炉主任技術者←
- ウ 核燃料主任技術者←
- エ 技術士（原子力・放射線部門） ←
- オ 作業環境測定士（放射性物質） ←

45 / 221←

以上の資格を有していない素人政治家たちが、本件事故の対応に当たったことが、
限りなく本件事故を偽装し、規制義務の任務懈怠をごまかしている。←

※ 2 運転責任者資格制度 (ATOMICA より) ←

「運転責任者資格制度は、原子力発電所の運転に関し、運転全般の監視、運転員の指揮・監督を行う運転責任者（当直長）としての資格の認定制度である。運転責任者は原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有しており、また、法令が定める基準に適合した者（運転責任者資格認定者）から選任することが求められている（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 12 条）。この資格取得のための条件に、

- （1）原子炉の運転に関する業務に 5 年以上従事した経験を有していること ←
- （2）原子炉に関する
 - i) **原子炉の運転、事故時における状況判断および事故に際して採るべき措置に関すること** ←
 - ii) 関係法令及び保安規定に関すること ←
 - iii) 原子炉施設の構造および性能に関すること ←
 - iv) 運転員の統督に関することなどの知識および技能を有していることなどがある ←

※4 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第12条

「第十二条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。」

- 一 原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。**
- 二 原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。
- 三 前号の構成人員のうち運転責任者は、原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、かつ、経済産業大臣が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。
- 四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ経済産業大臣の確認を受けること。

五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要な事項は、経済産業大臣が告示で定める。←

六 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。←

七 緊急しや断が起こった場合には、しや断の起こった原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。←

八 非常の場合に講すべき処置を定め、これを運転員に守らせること。←

九 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講すべき処置等を確認の上これを行わせること。←

十 原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。」となっている。←

(基準) ←

第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第十二条第三号の経済産業大臣が告示で定める基準（以下「基準」という。）は、次に掲げるものとする。 ←

- 一 原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。 ←
- 二 過去一年以内に同一型式の原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。 ←
- 三 原子炉施設を設置した事業所において、管理的又は監督的地位にあること。 ←
- 四 原子炉に関する知識及び技能であって、次に掲げるものを有していること。
 - イ 原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。 ←
 - ロ 関係法令及び保安規定に関すること。 ←
 - ハ 原子炉施設の構造及び性能に関すること。 ←
 - ニ 運転員の統督に関すること。 ←

(確認を受けようとする者の申請) ←

第二条 規則第十二条第四号の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ←

- 一 基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること。 ←
- 二 基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること(合否の判定に係る職員の資格及び数並びに設備に関するなどを含む。)。 ←
- 三 基準に適合した者に係る有効期間に関すること。 ←
- 四 基準に適合した者に係る更新の手続に関すること。 ←

六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のい
かなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣の定める線量限度
を超えるおそれのないものをいう。(原告追記：1ミリシーベルト以下) ←

上記図をここにコピーしたのは、殊更に、1ミリシーベルト以下という理を強調
するために、着色して**20ミリシーベルト**という数値は、我が国には存在していない
ということを主張したものである。←

次頁の図は、原災法第 23 条に反するもので、菅直人政府原子力災害対策本部長は平成 22 年度浜岡原子力発電所総合防災訓練時にも、従来と同じく、官邸地下の危機管理センターで初動対応の緊急事態宣言を行っていた。本件事故においては、この経験を隠ぺいし、発電所所在の双葉町他 5 町を初動対応に必要な事故情報報を共有する場から排除し、第一原発の運転の経験と資格がないのに、事故の対処に介入した姿が下記の図である。←

このため、発電所周辺自治体と住民は、第一原発の周辺監視区域外に放出された放射性希ガス及び放射性物質に、無防備のまま晒され続けさせられた被ばく者である。←

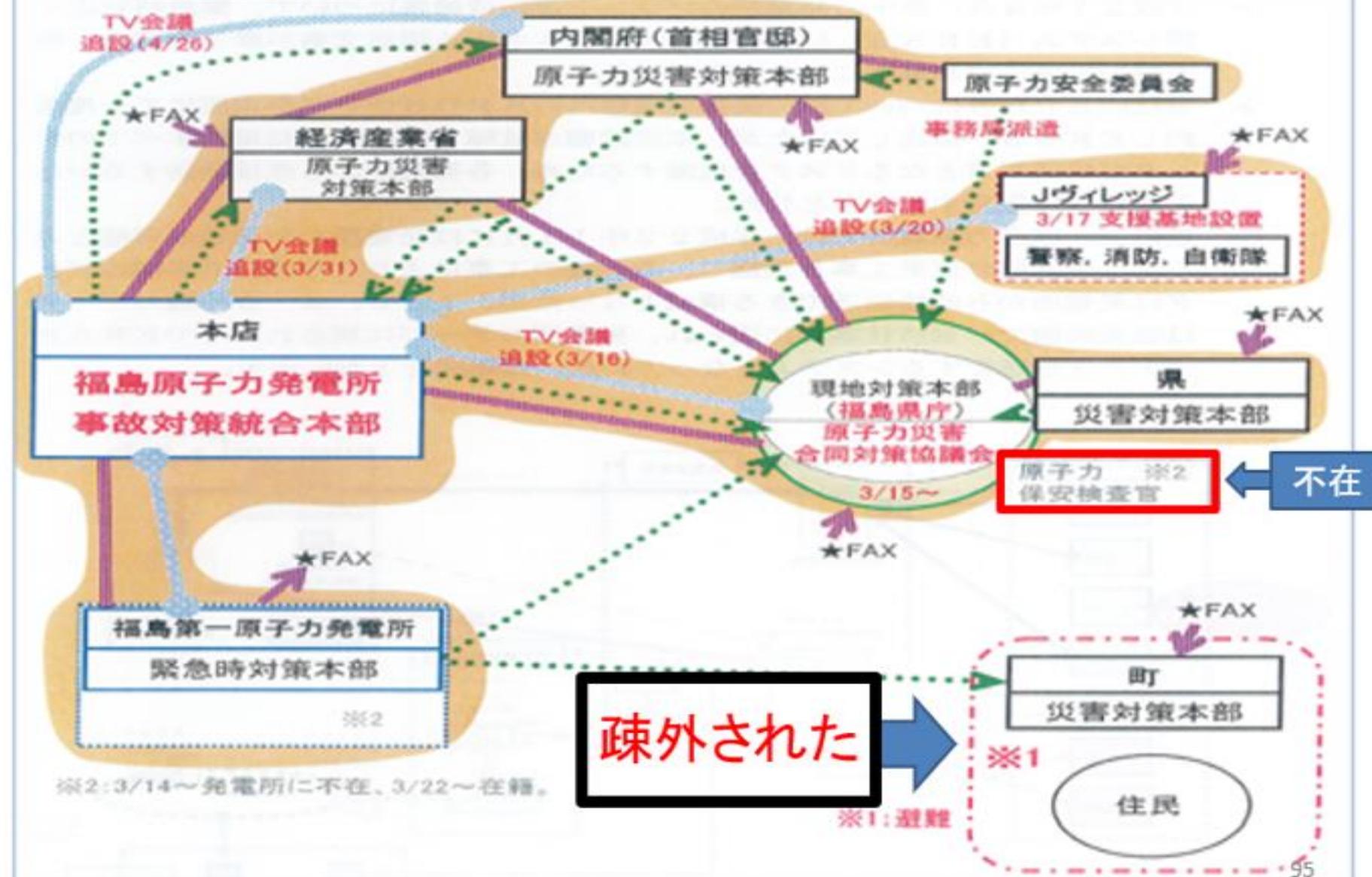
50 / 221

これは、官邸の不当な介入による犯罪と判断している。←

このことを知る国民は少ないが、絶対に許されない違法な傷害事件と考えている。又、初期被ばく及び晩発性障害をもたらす要因が官邸によって人為的に作られた。←

菅総理の乱入による事故対応の妨害

51 / 221



(原子力災害合同対策協議会) ←

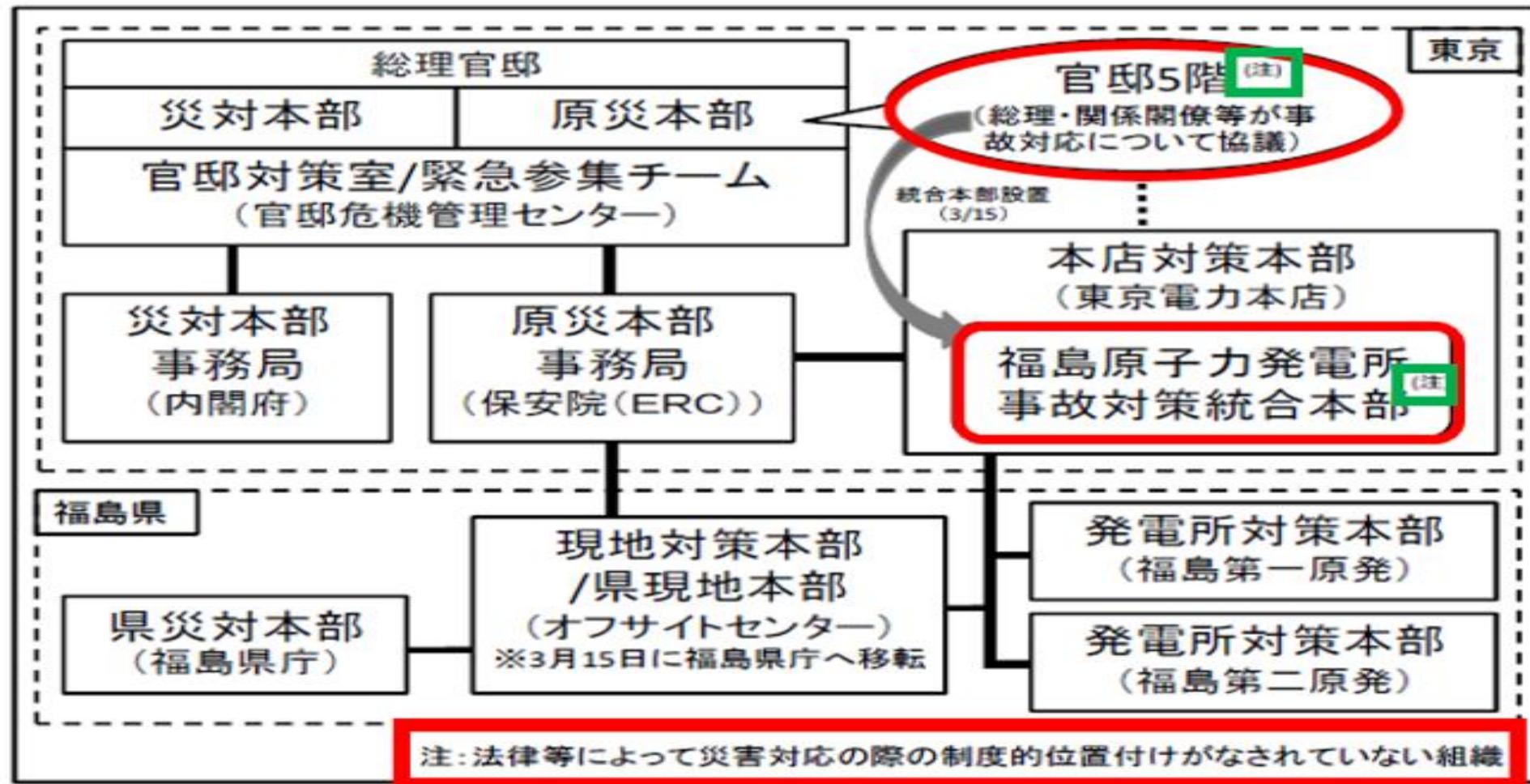
第二十三条 「原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び**市町村**の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、**原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。**」とされていたが、原発事故の対応に一番大切な情報の共有を本件事故では、官邸によって阻まれてしまい、原告（双葉町災害対策本部長）は、暗中模索で埼玉に町民を避難させたのである。この第二十三条違反は、双葉町災害対策本部にとっては、空気から酸素を除かれたくらい大事で、死活問題なので絶対に許すことはできない。←

4 本件事故は回避できた←

本件事故は回避できた。第一原発の運転中の 1 号機、2 号機、3 号機は運転中だったから炉心溶融に至り爆発させた。停止中の 4・5・6 号機が炉心溶融をしていないのは当たり前の事象である。被告東電が被告保安院に大津波の報告をした 3 月 7 日に直ちに 1・2・3 号機の運転を停止させていれば、炉心溶融は避けられて、過酷事故には至らなかつたのである。←

したがつて、本件事故に至らせた被告東電及び被告国の軽挙妄動と任務懈怠の責任は永遠に免れない。この考えにより事故は防げたと、2022 年 6 月 17 日最高裁第二小法廷の判示は明確に間違つてゐることが証明できる。←

図III-1 福島第一・第二原発における事故対応等に関する組織概略図（3月15日以前）



上記の法外な行為を原子力安全・保安院は承知している。原告もまた認識できる。←
原告準備書面第39号を垣間見れば、保安院に定められていた責務を総務省行政評価局が、重点的に注意喚起をしていたことを、詳細に記しているのでご参照いただきたい。←

(4) 原子力緊急事態解除宣言後における事後対策の実施体制や要領等について記述している。なお、本マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故（以下「東京電力株式会社福島原子力発電所事故」という。）の対応をめぐる反省と教訓を踏まえ、抜本的な改定を行うこととしたが、今後とも防災訓練の実施結果、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）の見直し状況等を踏まえつつ、不斷に見直していく必要があり、本マニュアル自体、継続的な改定・改善の途中段階にあるものとの認識の下で運用するものとする。本マニュアルは、東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応にも原則適用する（福島地域における個別の対応については、第2第3編第4章第2節「福島地域における初動対応の体制」参照）。

【原子力防災会議】

不作為隠しの為で、不遡及の原則に反する

国（公務員職権濫用）からのひどい扱いを望まないのであれば、ただ待つことなく、平成 22 年度福島県原子力防災訓練の記録をつぶさに調べて、騙されないように理論武装と準備を整えておくべきである。←

又、よく聞く話に、国の説明を聞くということは、即ち、騙されることにつながるので、歴史を良く調べて、国に自分が言う意見を聞かせる（従わせる）国民に変化しなければ、本件事故のように国民は永遠に国（違法な官僚ら）の家畜にされてしまうだろう。←

原告最終準備書面第43号 第4分冊

外道

・あらすじ←

* 日本はウソを正解しない国家である←

人の幸せを壊しておきながら、ウソで逃れることは許さない。←

ウソは泥棒の始まりとして、原告は親から教えられてきた。本件事故に例えると、原発は壊れたために、国民の生活を脅かしていることを隠すために、被告東電が「想定外」という言い逃れをしていることは、ウソで責任を自然災害に転嫁している。これをほう助しているのは司直らである。←

元々の司法は、罪を裁くものだったが、本件事故の場合、善や正法に罪があるようにしてしまった。←

そうではないはずだ、日本はウソを正解しない国家であった歴史があることを、放射能が人々と正法を洗脳してしまった。←

* ウソの次はウソ←

本件事故の真相は、加害者（債務者）らが、優越的地位を悪用して事故前に約束していた法、マニュアル、実歴をウソで滅却してしまった。ウソで滅却した上に、更に屋上屋の如く責任回避と責任転嫁の為にウソをついている。←

本件事故の真相は、津波・地震対策を行うと、地元から発電所の運転を止めろと言われる。今、発電所の運転を止めたら赤字が増えて債務超過になってしまい、上場できなくなるので、地元にはウソをついて運転を続けた結果、自然是それを赦さなかった。この過酷事故を招いた責任は、最高決定者の被告東電の取締役たちと、規制する側の経済産業省資源エネルギー庁、原子力安全・保安院に存在する。←

これを更にウソで国民を煙に巻こうとしていることを、原告が阻止するために裁判で、真実を明らかにしている。←

1. 共謀共同正犯とは (ペリーベスト法律事務所より) ←

共犯とは「一緒に犯罪を実行したとき」の罪、というイメージをもつ方が多いのではないかでしょうか。しかし、刑法における共犯の考え方は単純ではありません。さまざまなかたちで犯罪に関与した者を共犯とし、処罰が下されることになるため、犯罪と一緒に実行していなくても共犯として容疑をかけられるケースもあります。↓

共犯の種類のひとつとして存在するのが、共謀共同正犯です。実際の犯罪の実行に関与していなくても犯人として処罰の対象となるため、思いがけず罪を問われる事態になってしまうことも少なくありません。←

刑法第 60 条は、2 人以上が共同して犯罪を実行した場合に「すべて正犯とする」と定めています。↓

防護の原則

LNTモデルをめぐる論争

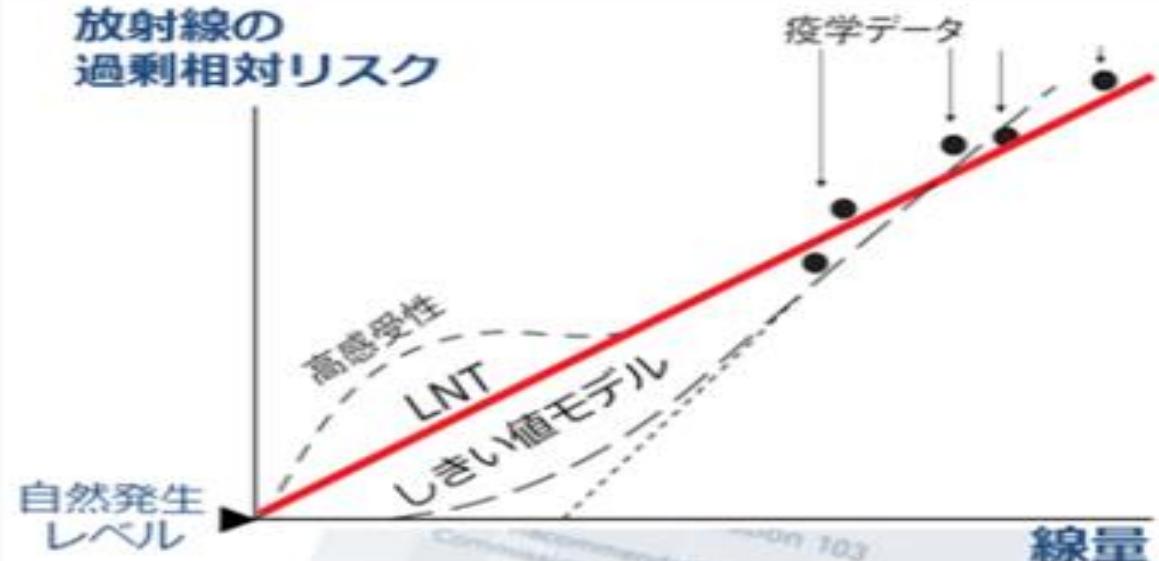
● 支持：

全米国科学アカデミー (2006)
放射線被ばくには「これ以下なら安全」と言える量はない

● 批判的：

フランス医学・科学アカデミー (2005)
一定の線量より低い放射線被ばくでは、がん、白血病等は実際に生じず、LNTモデルは現実に合わない過大評価

放射線の過剰相対リスク



⇒ **国際放射線防護委員会 (ICRP) は、放射線防護の目的上、単純かつ合理的な仮定として、直線しきい値なし (LNT) モデルを採用**

はじめに

原告は、平成17年12月8日から双葉町長に就任した。これ以前は公共事業を受注する立場だったが、この日から反対の発注する立場になった。

町長になる前から、原子力発電所の危機管理について、甘いなという感じを持っていた。特に、この思いが強かった事例は、スリーマイル・アイランドの事故時の町の対応を見ていて、町の行政職員の専門性のない判断に、危機を感じていた。

今度は自分がしっかりしないといけないと、気を引き締めて町長を拝命した。

国家公務員が、まさか地方自治体を裏切ることなど考えたことがなかったので、このパンフレットで説明された内容と違う対応に裏切られた思いがことさらに強い。

この裏切られた事例は他にもあるので、少しでも多くの事例をあきらかにして、東電の事故は「**人災**」と「**裏切り**」の塊であることを証明することを考えている。

本書では、被告らが事故前に「**一般公衆線量限度1ミリシーベルト**」を厳守するとしていたことを以下の資料をもって明らかにする。

原子力施設における放射線防護

原子力施設は、基本的に放射線の持つ効果を利用した技術を扱う施設ですが、その一方で、放射線による人体への影響をできるだけ少なくする対策（放射線防護）が求められています。

我が国では、放射線障害防止法や原子炉等規制法などの法令により、事業者に対し放射線防護の措置を行う義務を負わせており、一般公衆はもとより、放射線業務従事者に関する放射線の量の限度も定めています。

放射線防護に関する国際的な機関として、国際放射線防護委員会（ICRP）があります。この委員会は、人類が受けける放射線の量などの限度について各国に勧告を行っていますが、我が国で定められている基準は、この勧告内容に沿って、我が国の放射線関係の専門家によって構成された放射線防護審議会の審議を経て決められたものです。

原子力施設周辺における放射線の量

原子力施設周辺における放射線防護を考える上では、もともと自然界に存在している放射線（自然放射線）との比較において、適切と判断される放射線防護施設の規模や管理の方法が採用されています。

原子力発電所の場合、法令で周辺に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと定めていますが、これに加えて国では年間0.05ミリシーベルトと、さらに低い目標値を定めています。

NISAは、放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、また、運転にあたっては、事業者に徹底した安全管理を行うよう義務づけています。

これは、1ミリシーベルトの考え方を原子力安全・保安院が自分で語っていたもの。

事故後には、これを通用させないと書いてありません。しかも、避難基準とか、避難解除基準とも書いてありません。

また、賠償基準に20ミリシーベルトという線量で、賠償額を決めることなども書いてありません。

ここで語ってはいたことを国が守らなければ、この文書は虚偽記載となり、虚偽公文書作成となる。

原告が考える公務員職権濫用とは、【公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は、権利の行使を妨害したときは公務員職権濫用罪という。

違反した場合の刑罰は2年以下の懲役または禁錮刑です。刑法193条。

義務のないことは、法律で定められた義務のないことを指します】(ウェブより引用)

に鑑み、1ミリシーベルト以外の線量基準で、被災者の避難を妨害したことは、該当するのではないかと考えている。

原告は、役場に来る来客の目を見るこ^トにして
いた。目は大切なポイントで、会話をしながら観
察していると、現場を見ているのか、見ていない
のかが直ぐに分かった。

また、社員の日焼け具合も見ていた、大きなコ
ンクリートの中に一日中いるので、日焼けするは
ずがないのに、目立つ日焼けはゴルフに行って
遊んでいる証拠なので、よく観察していた。

特に言いたいのは、放射線量を「**推定**」とか「**推計**」とか言って、現場に聞くこと（問診、触診）をしないで、人の健康問題を、IAEAを始めとする歴史修正主義者たちが云々し、それをまことしやかに、環境省などが被害の滅却に悪用していることは、公務員職権濫用罪に匹敵すると考えている。

環境試料中のセシウム-137濃度

試料名	試料数	単位	測定値	過去10年間の測定値
上水	6	Bq/t	ND	ND
海水	10		ND ~ 0.003	ND ~ 0.003
海底沈積物	8		ND ~ 0.61	ND ~ 2.7
牛乳	7		ND ~ 0.02	ND ~ 0.18
しゅんぎく	1		ND	ND
こかぶ	1		ND	ND
松葉	11		ND ~ 0.10	ND ~ 1.2
しらうお	4		0.09 ~ 0.12	0.09 ~ 0.20
こうなご	2		0.05	ND ~ 0.08
ほっしがい	6		ND	ND ~ 0.04
ほんだわら	4		ND	ND ~ 0.06

(注) 1. 「過去10年間」は、平成10年度から平成19年度です。

2. NDは、検出限界(計数誤差の3倍)未満です。

3. 「試料数」は採取した地点数の合計です。

「本来の目的」である、発電所周辺の住民を守れと、「災害対策基本法第二条、二項」には防災、災害を「未然に防止」し、災害が発生した場合における被害の「拡大を防ぎ」、及び災害の復旧を図ることをいう。←

第三条一項には、「国民の生命、身体及び財産守る」という使命が定められており、2項には前項の責務を遂行するため、「地方公共団体等との総合調整」を図ると記載されていた（2011年版原子力実務六法）が、上図（図1）に示したように最も重大な被害が想定される町を、総合調整を図らなければならない会議の場から「無断で排除」していた。←

このため、第五条に定められている町の住民の生命、身体及び財産を守れという「責務の遂行も阻んだ」のである。←



避難・屋内退避指示

合同対策協議会の合意で、それぞれの町
が避難指示と屋内退避の指示を町民に出
すことになっている。←

3:11日以降はご存知のように、だれと
だれが、どこで何を決めたのか分からな
いが、菅は勝手に狭い範囲の避難指示を
出して、双葉町民に被ばくをさせたのだ
った。←

2. 想定外

(1). 想定外にしたい理由

想定外とは大辞泉によると、「事前に予想した範囲を越えていること」と。同じく想定内とは、「事前に予想した範囲内に収まっていること」と解説されている。

確かに、私(双葉町)に報告していた資料等にはチリ地震津波を想定高さということになっていたが、本当にそれでよかったです、2002年までの話で、それ以降は各方面で津波対策の話題が拡大していた。

福島民友新聞記事にあるように、1999年に国土庁が津波浸水予測図を示していたので、「事件」においては、「想定内」となっていたことが分かる。また、女川原子力発電所と東海第二発電所では、津波対策を実施していたので、当然、津波による発電所の破壊は免れた。



単純に国と経営者が津波被害防止対策を「させたのか」「させないのか」の問題で「想定外」ということには全く当てはまらない。←

「させなかつたから事故が起きた」証明を（説明資料7・8・9・10・11・12・13・14）が示している。←

(2). 想定外にすることによる利益 ←

それは膨大な利益に繋がっている。本「事件」では、発電所周辺の ←
自治体と住民は従来から保持していた「人生、家庭、社会、財産、歴 ←
史、未来など」の全てが壊されて、事故前の形は存在していないが、 ←
東京電力は姿を変えたが全体としては健在である。 ←

社員たちが生活に困って自殺したとか、破産したとかというニュー
スを見たことが無い。また、被害者への賠償も国が関与したために、僅か
な金額で打ち止めにされているための利益は膨大だ。 ←

想定外にして、当然の「債務負担」を免責されて支払いを免れた金額は、
想像だが「200兆円」は下らないと考えている。 ←

民間の一営利企業が引き起こした「事件」の巻き添えに会い、地方公共団体が丸ごと避難するという約束はしていなかった。被告らが約束していたのは発電所を「止める、冷やす、閉じ込める」と略称「安全確保協定」だけで、ここには町が避難しなければならないという義務はなかった。あったのは「事件」を引き起こさないための「約束」である。

本件「事件」において生じた「避難」と「町の消滅」と「町民の既得権を奪った」ことは協定違反であり、国による強制迫害という事態まで発生させた「事件」だが、検察は二度も不起訴にした。民事不介入という言葉があるが、この「事件」は官（町）・民ともに被害者なのだ。しかも、事件の前後において夥しい隠ぺいと世論操作並びに偽装工作があった。

刑事裁判で裁判長は、「事故を防ぐには原発を止めるしかない。」と語ったが本当だと思う、止めることは簡単だった、安全確保協定に則り、重大な危険が想定されるので直ちに止めなさいと、原告が東電に申し入れることで「発電所破壊事件」は防げた。

(4). 規制機関の責任を免れるために←

規制機関の裏工作は最悪だ。規制権限のある者達は本件「事件」の主体者だ。その主体者たちが事故後に行ったのは、事故の前に約束していた緊急時対応を素人の菅らに丸投げして、責任を国民に被せて自分たち（原子力安全・保安院、原子力安全委員会、原子力安全基盤機構等）は陰に隠れてしまったことである。←

←

彼らはどこに行ったのかと思っていたら、頭が良い、大学教授になった者、規制庁に行った者、内閣府に行って「原子力被災者生活支援チーム」（後記）に化けて、被曝の推奨という悪戯をしている者らは、責任の前面から姿を隠してしまった。←

「原子力被災者生活支援チーム」と語る者達は名前に反し、国民の私権の妨害を主に行っている。この有様は、ちょうど大東亜戦争の戦争犯罪者たちが広島・長崎原爆被災者の調査記録をアメリカ軍と取引して、戦犯の裁きから逃げていた者達と全く変わらない。←

国民は未だ眠りから覚めていない、多くの国民は菅らに騙されていること
とに気付いていない。この時、民主党だったからよかったです、自民党だったから
大変だったと国民はよく言っているが、それは事故前の約束事を知らない
い者が言う幻想にすぎない。民主党が国民を騙したことを理解できないのは、
原子力行政と関係法律並びに、JCO ウラン加工施設の臨界事故の経験
から学んだことを理解していない者達が言うだけである。

悪質とは優越的地位の乱用を総称して以下のことと言う。←

【内閣府に隠れ、合同対策協議会開催を阻み、被災者に不利なことを閣議決定し、国民に被ばくを続けさせ、20ミリシーベルトという架空の数値を拵え、憲法に定められている平等を不平等にし、事故前の法と約束を破り、後付けの法に遡及適応させ、発電所から放射能が出続けているのに避難解除を迫り、国民の既得権である1ミリシーベルト基準を国民の合意もなく葬り、東京電力を守護し、国民の税金を事故処理に止めどなく使い、発電所の事故に便乗して環境省が新たな利権組織を作り、事故で悲しんでいる国民の救済を怠り、復興という美名に群がる利権屋たちを育み、原発事故を原子力産業の一つに育てたことは、国民に対して懈怠であり、反逆であると考えている。】と原告 井戸川克隆が言う。経済産業省の反論を待ちたい。←

原告最終準備書面第43号 第5分冊

怨念で死す

まえがき←

「表題の怨念で死す」とは、本人が死を納得したものではないことを示すものである。←

本件事件（東京電力株式会社福島第一原子力発電所が起こした事件）について、第5分冊では、最後を迎える双葉町民が本件事件に納得していないことを証明している貴重で唯一無二の証拠である。←

←

双葉町民は、平和で、国民としての義務を果たしながら、清貧であってもそれぞれが人として穏やかな終を迎える場としていた。←

その願いを何の予告もなしで、更に了解もしないまま、居場所が分からい場所で望まない最後を迎える悔しさは、一片の経緯書では語りつくせないであったであろうことは、やがて死靈となって加害者に向かうことは容易に想像ができる。←

双葉町民は長年、原子力発電所と共生をしてきたことは事実である。しかし、原子力発電所のウソ・偽りに付き合わされ、不幸になる約束はしていない。まして、本件事故後の多くのウソで双葉町民の安寧を壊しておきながら、ウソで責任を逃れることは絶対に許すことはできない。←

以下に添付する経緯書の 1 枚目から 20 枚目までは、津波で亡くなられた方になるので、本書には含まれていない。←

原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計

その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない



安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計

震災後から死亡までの経緯について

災害弔慰金支給に係る審査会の重要な資料となりますので、できる限り詳しく記入してください。

月 日	避難先	避難の状況
1 3月12日	川俣町 [REDACTED]病院	双葉町の自宅から午前19時頃自家用車にて川俣町方面へ避難するが体調を崩し[REDACTED]病院に入院する。
2 3月31日	同上	31日午前0時12分 肺炎のため病床にて死亡。過酷な環境での避難生活により心身ともにストレスを受ける病状悪化死に至った。震災がなければ、週に2日デイサービスに行っていた程度に健東であり、今も存命であったと思われる。
3		

震災後から死亡までの経緯について

災害弔慰金支給に係る審査会の重要な資料となりますので、できる限り詳しく記入してください。

月 日	避難先	避難の状況
1 3/11		震災時は [REDACTED] にて待機せんたん 入所中 特老せんたん
2 3/12 5	この期間は連絡が 取れずわかりません。	避難指揮により災害避難所 [REDACTED] へ避難 自衛隊の車で避難したとの ことです。(後日知りました)
3 3/9 3/中旬	介護老人保健施設 [REDACTED]	施設の避難生活は無理であるから物置 連絡無あり知りました。 時刻不明
4 4/2	[REDACTED] の病院	4/2 体調を崩し [REDACTED] 病院へ入院 4/25. 早期急死 [REDACTED] 深心動悸 既往歴: [REDACTED]
5 5/26	"	5/26. AM 8:55: 治療の甲斐 なく病床にて死亡。 避難中の水分不足、栄養不足。

6		<p>寒い為体力消耗が原因と思われるとの院長先生の説明がありました。</p>
7		<p>寒死かなければ今も命で100歳まで生きさせたいと家族でいつも話しておりました。</p>

事情聴取先
※役場より聴き取り調査を行う場合があります。

氏名

住 所

通籍先

住 所

連絡先

白毫·携帶

連絡先 自宅・携帯

つてもやさず、手厚く看護もしてやれなくて、母の体は汚れと
汗で頭はフケの固まりでまつ白くなりました。

病院も患者かいっぱいで個室に入院しました。

入院費はかかりませんでしたが、個室料、下着、パンツやマント等
用意する様にへわれ、クリーニング代もかかりました。

とにかく母には苦労しなくてすむことをさせてしました
とばかり頭からはなれず、毎日かづり、恩いで過ご
してあります。事故さえなければ、それなりの告别式で送る
ことが出来たのに寂しい最後のお別れでした。

誰に怒りをふつければ良いのか?

こういう者もいるということを東電に伝えて下さい。

原告最終準備書面第43号 第6分冊

平成の舌

あらすじ←

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下、「本件事故」という。）は、原告ら双葉町民に安全だと言いながら、本件事故を回避する手立てをウソ・偽りで騙してきた悪因悪果である。←

本件事故後のウソ・偽りは、被告東京電力のみならず被告国までも偽装に公権力を使い、原告ら双葉町民を超えて国民にウソをついてきた。←

このウソの理由は、被告らの保身と賠償金の減額に大きく寄与するためである。←

それを見事に示している例は、「学校の先生たちが運動会をやるのに事前の準備と、前日予行演習を校庭で、先生、児童・生徒とみんなでやっておきながら、当日には、先生たちだけが予行演習はなかったふりをして、屋内運動場でバレーをやっていた。」（事故発生時の原子力災害対策特別措置法と原子力災害対策マニュアル等を排除して、自分たちに責任が及ばないシナリオで）という、常識では考えられない蛮行を行っている。←

原告は、双葉町長就任以来、毎年行われる「原子力防災訓練」には参加していた。事故前の平成22年11月25・26日に行った防災訓練は、双葉町をメイン会場にして福島県が主催で行われたので、翌23年3月11日の事故発生においては、過去の訓練の実績のとおりに行うものと考えていたら、全く違うシナリオで、発電所所在町ら浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町らを排除して、政府と規制主務省庁の原子力安全・保安院らが、事故情報を囮い込み、発電所所在町に喫緊の事故現場情報を閉ざした。←

訴 状

原告は、本件訴訟において、被告らの事故発生に関する責任はもとより、被告国が事故後の対応の隕りによって被害を拡大させ、原告を含む多数の住民を被ばくさせた事実とその責任を明らかにし、本件訴訟を契機に、全ての被害者に対する完全賠償の実現、恒久的な補償制度の確立、本件事故原因の徹底的な解明と原発事故の再発防止、被ばくの被害の明確化と継続的な健康管理体制が実現されることを希求するものである。

なお、遺憾ながら、本件事故を招いた責任の一端は、これまで数多く提起された原発関係訴訟において、ことごとくその請求を退け、被告国や原発事業者らの原発推進・安全軽視を容認する結果を積み重ねてきた司法の消極的姿勢にもあることを指摘せざるを得ない。

2 被告国について

←

被告国は、国家賠償法上の賠償義務者であり、本件訴訟においては法務大臣が国を代表する。

本件に関する原子力規制との関係において、所轄機関は以下のとおりである。

←

(1) 経済産業省は、経済産業政策、産業技術などを所管する行政機関である。同省は、経済産業省設置法4条1項により、「エネルギーに関する原子力政策」(54号)及び「エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発」(55号)を所掌事務としており、日本の原子力政策において中心的役割を果してきた。実用発電用原子炉および研究開発段階にある発電用原子炉に対する設置許可は経済産業大臣の権限である。

(3) 原告の被ばく

同日午後になっても、町の福祉施設「ヘルスケア」の利用者、双葉厚生病院の患者、特別養護老人ホーム「せんだん」の入所者らが町内に取り残されていた。原告は、町長として、町民の避難を見届けるため、防災行政無線による避難の呼びかけを続けさせた後、14時頃に双葉町町役場（福島第一原発北北西約3.7キロ）を離れ、上記の3施設（同北北西約4.1キロ）付近に移動した。

福島第一原発1号機では、格納容器の圧力を抜くため、吉田昌郎所長（以下「吉田所長」という。）が、ベントの準備に取りかかるようにとの指示を同日0時6分に出し、1号機のベントを実施する作業が進められた。

←

同日14時頃、ようやく1号機のベントが実施され、放射性物質が大気中に放出され、周辺の放射線量が急激に上昇し、同日14時40分頃、福島第一原発の北西5キロあまりのところにある福島県双葉町上羽鳥のモニタリングポストにおいては、およそ4.6mSv/時（ $4.6 \times 24 \times 365 = 40,296$ mSv/年）を記録していた。

原告は、バス5台が町に到着した際、ヘルスケアで、入所者や患者をバスに乗せてほしいと要請し、社会福祉協議会の職員らとともに、ヘルスケアの建物の外で避難誘導にあたっていたところ、同日15時36分、福島第一原発1号機の原子炉建屋で水素爆発が起き、「ドン」という大きな音が響き、その約5分後、空からぼたん雪のように放射性降下物がフワリフワリと音もなく落ちてきた。原告の周囲には、双葉厚生病院関係者・入院患者、車いすの高齢者、社会福祉協議会職員、自衛隊員、警察官ら300人近くがいた。原告らは、「死の灰」ともいわれる放射性降下物が降り始めたとき言葉を失ったが、すぐに、屋外にいた町民らに対し、建物の中に避難するよう大声で呼びかけ、高齢者らを誘導しつつ、建物の中に入

った。放射性降下物は、10分以上降り続けた。

原告は、同日17時頃、最後の避難バスを送り出し、自らも川俣町に向かって。

原告は、将来のために、被ばくの記録をなんとしても残さなければならないと考え、同日20時過ぎに、避難先の川俣町から福島県立医大へ向かい、同日22時頃、福島県立医大の被ばく対応施設である「除染棟」の測定室において、シンチレーションカウンターによる被ばく検査を受けた。検査の結果、原告の汚染度が高いことが判明し、着用していた災害対策用ジャンパーも詳しく測定された。

同月 12 日に川俣町に避難してから埼玉への移動を開始するまでの間、2号機及び3号機において合計4回のペントが実施され、同月14日11時1分には3号機原子炉建屋で水素爆発が発生し、同月15日6時14分には4号機原子炉建屋で水素爆発が発生するなど、本件事故炉から放射性物質の放出が続いた。

3号機の爆発後、川俣町に持参していた線量計が高い数値を示したこと、政府や県からは避難先に関する指示や助言は一切なかったことから、原告は、自力で避難先を探し、埼玉県に要請して、川俣町からさいたまスーパーアリーナへ避難することを決め、同月19日10時に町民がバスに乗り込み、埼玉へ移動することとなった。

(3) 原子力発電所に関する国の規制権限の整理

原子炉の設置に当たっては経済産業大臣の許可が必要となるが（炉規法23条1項）、その際、経産大臣は、設置者に技術的能力があるか否か、原子炉施設の構造、設備等が災害の防止上支障がないものであるか否かを判断する（同法24条1項）。もっとも、この事務を実際につかさどっていたのは原子力安全・保安院であった（平成24年改正前経済産業省設置法20条3項、同法4条64号）。

経産大臣はその判断にあたり、原子力安全委員会の意見を聞く必要がある（同法24条2項）。

原子力安全委員会は、経産大臣から意見を聞かれた際は、自身が策定した安全審査指針類（「発電用軽水型原子炉施設に関する安全審査指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」など）に基づいて、許可の可否についての意見を述べる。

他方、原子炉の設置後は、電気事業者に、原子炉を主務省令（経産省令、通産省令）で定める技術基準に適合するよう維持する義務が課され（電気事業法39条）、原子炉がこの技術基準に適合していない場合、経産大臣は、原子炉等の使用の制限等ができる（同法40条）。

第2 被告国の責任（I）

原子力災害が一旦発生すれば、極めて多くの市民の生命、身体、財産に重大な被害をもたらすのみならず、社会経済、生活全体に深刻な影響を与える。したがって、何があっても原子力災害を発生させてはならないことは明らかであり、被告国がかかる災害を防止すべく、規制権限を適切に行使することは社会の絶対的要請である。ましてや、被告国は、上記のとおり原発事業を積極的に推進していたのであるから、それとの均衡上、原子力災害を防止するため規制権限はより一層積極的に行使されなければならない。したがって、たとえ原子力災害が発生する明らかに差し迫った危険性がないとしても、原子力災害が発生する危険性が予見されれば規制権限を積極的に行使することが要請されるというべきである。

第4 被告国の責任（II）

1 住民らの初期被ばくを避けるため国に課せられた高度の注意義務

いったん原子力発電所で放射能漏れを伴うおそれのある事故が発生した場合、上記のような原発事故被害の特異性・重大性、また、軽水型原子力発電所の本質的な危険性に鑑み、被告国には、原子力災害対策特別措置法などに基づき、事故後に原子力発電所周辺の住民らの安全を確保する応急対応について、極めて高度な注意義務を負う。

特に、原子力発電所の事故では、原子炉の損傷等により、放射能漏れが生じ、放出された放射性物質による放射線被ばくを生じさせるおそれがある。

放射線被ばくの人の身体への影響は、放射線の電離作用によって生ずる身体の細胞内のDNAの損傷によって生ずる。DNAの損傷には、生体の修復機能が働くが、なかには修復できない場合もあり、身体への影響が生ずる。高線量被ばくの場合には、組織障害、個体死等の影響が生ずる。これを確定的影響という。これに対し、低線量被ばくの場合には、ただちに組織障害等の影響は生じにくいが、DNAの損傷が長い時間を経過して細胞のがん化を招来することにより、将来のがん死リスクを生じさせる。これを確率的影响という。放射線被ばくの確率的影响については、がん死リスクが被ばくした放射線量に比例するという「しきい値なし直線（LNT）仮説」が一般に承認されている。したがって、放射線被ばくの影響を回避し、住民らの安全を万全にするためには、LNT仮説を念頭に事故対応に当たる必要がある。

また、原発事故時の原子炉の状況は原発の外からは分からないこと、放射性物質は目に見えないこと、原子炉の損傷等により大量の放射性物質が放出

されれば短時間で数十キロメートル以上の広範囲に放射性物質が拡散するおそれがあること等に鑑みれば、原発周辺自治体を含め、住民らが自らの判断で避難し、被ばくを避けるのは極めて困難である。したがって、住民の被ばくを避けるための避難指示や情報の提供は、原子力災害対策特別措置法によって、原子力緊急事態宣言後に内閣総理大臣を長とする原子力災害対策本部を設置することとされている被告国の責任において行わなければならない。

したがって、原発事故によって原子炉等から放射能が漏れるおそれが生じ事故が発生した原発周辺の住民らが被ばくするおそれが多少とも生じた場合には、被告国には、放射線被ばくの確率的影響を含めた住民らの身体・健康への影響をできるかぎり回避するため、可能なかぎり被ばくを回避する万全の措置を極めて迅速に講ずるべき高度の注意義務があった。

2 本件事故後の住民らの初期被ばくに関する国の過失

(1) 原発事故発生時の住民らの初期被ばくを避ける対策・体制の不備

原発事故の発生によって放射性物質が放出された場合に、事故初期の段階から、住民らの被ばくを避けるためには、原発事故が発生した場合の体制を事前に十分に整えておかなければならぬ。

というのも、原発事故が発生した場合には、原子炉の爆発や炉心溶融などにつながる最悪の事態に備えるため、被告国は、原子炉の冷却状況などの重要な情報を事業者において現場での的確に把握させ、原子力災害特別措置法による通報を迅速に行わせ、さらに詳細な情報を発電所に常駐している原子力安全・保安院の出先機関である原子力保安検査官事務所の係官やオフサイトセンターの要員等を通じて収集し、避難指示等の的確な判断を迅速に行うことができるよう原子力災害特別措置法などに基づいて体制を整えておかなければならなかつた。

しかし、被告国が構築した事前の対策・体制には、不備があつた。

(2) 本件事故時における原子力災害対策本部長の避難指示の遅滞

本件事故が発生した際には、上記の事前の対策・体制の不備に加え、被告東電から原子力災害特別措置法10条、15条による通報を受けた後の初期対応に手間取ったことから、被告国の菅直人内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するのが遅れ、被告東電の原子力安全・保安院に対する15条通報（2011（平成23）年3月11日午16時45分頃）から2時間以上経過して、同日午後7時3分にようやく同宣言が発出された。

同宣言によって原子力災害対策本部長に就いた菅総理は、原子力災害特別措置法20条に基づき、住民らの避難指示を出すことができる権限を有していた。この原災本部長の避難指示の権限は、放射線の身体・健康への影響と国が負う上記の高度な注意義務に鑑みると、裁量の幅は狭く、原発事故によって放出される放射性物質によって住民が被ばくするおそれがある場合には、住民らの被ばくを可能な限り回避できるように迅速・適切に行使されなければならなかった。

被告東電の上記15条通報の内容は、1・2号機に原子炉への注水ができなくなっている可能性があることであり、炉心冷却機能の喪失により爆発・炉心溶融等の事態が生ずれば、福島第一原発周辺の住民らが広範囲に被ばくするおそれが生じていた。また、3月11日夕方以降には、原子炉の圧力を下げるため、放射性物質の放出を伴う原子炉格納容器ベントの実施も準備すべき状況になっていた。

したがって、菅・原災本部長は、福島第一原発に詰めていた原子力安全・保安院の係官や被告東電等から情報を収集し、福島第一原発周辺の住民らを被ばくさせないため、上記 15 条通報後速やかに、相当広範囲な避難指示を出すべき注意義務があった。どんなに遅くとも、被告東電によつて 1 号機の格納容器のドライウェル圧力が急上昇していることが確認され（確認は 3 月 11 日 23 時 50 分頃）、被告東電が 1 号機のペントの実施に向けて動き始めた 3 月 12 日 0 時すぎまでは、相当広範囲な避難指示を直ちに発出すべきであった。この時点で、1 号機の爆発・炉心溶融の危険性は現実のものになっていたし、1 号機のペントの実施は、原子炉内部の放射性物質の放出を伴い、その実施の結果によつては周辺地域に多量の

放射性物質による汚染・拡散を引き起こす可能性もあったからである。

しかし、菅・原災本部長は、15条通報後、広範な避難指示を速やかに出さなかつた。3月11日21時23分に福島第一原発から半径3キロ圏内、3月12日5時44分に同10キロ圏内の住民らに避難指示を出した。そして、ようやく、1号機の爆発後の同日18時25分になって、同20キロ圏内の住民らに避難を指示した。

したがつて、菅・原災本部長には、福島第一原発周辺の住民らを被ばくさせないため、相当広範囲な避難指示を出すべき注意義務に違反した過失があると同時に、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示の権限の行使の裁量の範囲を逸脱する違法が認められる。

3 損害との因果関係

速やかに避難指示が出ていれば原告はより遠くの適切な場所に避難することができたのであるから、第8章の原告の損害のうち、初期被ばくに関する精神的損害（初期被ばく慰謝料）は、この被告国（II）との間に相当因果関係がある。

(3) 国の原子力総合防災訓練の形骸化

防災訓練の目的は、実際に避難を体験することや知識を習得することだけにとどまらず、実効性のある訓練を繰り返すことによって、その都度、判明する実践上の問題点を洗い出し、想定外の自体や緊急時への対応能力を向上させることにある。

しかし、本件原発事故前に毎年実施されている国の原子力総合防災訓練では、シビアアクシデントや複合災害の想定に欠け、訓練規模拡大に伴う形骸化によって、いわば訓練のための訓練が続けられた。このような実践的でない訓練によっては、参加者が SPEEDI に代表される原子力防災システムの理解を深めることなどは不可能であった。

2. 被告らによる本件事故対応の誤り

(1) 原子力災害が発生した場合の組織体制

ア 中心となる原子力災害対策本部及び現地対策本部

原子力災害が発生した場合の組織体制については、原災法、防災基本計画及び原子力災害対策マニュアル（以下「原災マニュアル」という。）等に詳細に定められていた。

(3) 官邸の対応による混乱等

政府の事故対応体制起動の大前提となるのは原子力緊急事態宣言であるが、政府が、被告東電から原子力災害対策特別措置法 15 条該当事象の通報を受けてから、実際に原子力緊急事態宣言を出すまでに 2 時間強を要し、その間、プラントの状況は悪化の一途をたどった。さらに、最初の半径 3 km 圏内の避難指示が発せられたのは、緊急事態宣言の発出からさらに 2 時間余りが経過した 21 時 23 分であった。

また、本来、避難指示案の作成を担うべき現地対策本部が機能せず、災害対策本部事務局の対応も遅れる中で、官邸 5 階から避難指示が出されたが、官邸 5 階の避難指示は、避難区域決定の根拠に乏しく、政府内各機関との連携も不足し、避難のオペレーションの検討も不足し、住民への説明も不十分であった。

このような対応の遅れ、官邸による避難指示の問題等により、自治体や住民の間に大きな混乱が生じた。

3 被告国の責任

被告国は、住民らの安全確保を第一義とし、予測的手法に頼らない防護措置を導入した防災指針を策定すべきであった。また、地震・津波と原子力災害の同時発生という複合災害に備えた防災体制を構築しておくべきであった。地震・津波と原発事故との同時発生や、事故の長期化・重篤化を想定した組織体制を構築しておくべきであった。しかし、被告国は、いずれの備えも怠っていた。

このため、政府の事故対応体制の要とされていた原災本部、原災本部事務局及び現地対策本部等が予定されていた機能を果たさず、情報の収集及び共有がなされない事態を招いた。

こうした事故への備えの不備が一因となり、前述した菅・原災本部長による避難指示の遅れや、適切でない範囲の避難指示の発出につながった。

この結果、原告をはじめとする住民の避難に混乱を生じさせ、原告の初期被ばくは深刻化なものとなつた。

原告最終準備書面第43号 第7分冊

憤怒の鬼になった原告

・まえがき←

原告は憤怒の塊。原発事故を怒らない奴は、加害者だ。原告がこれほどパ力にされたことは、本件事故発生以前にはなかった。←

本件事故前の原告は寛容であった。原告には口もあるし、目も、耳も、脳もある。東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）の後から、原告がこれまで日本政府を信頼してきたことを、被告らが裏切り、原告の口を封じ、目を覆い、耳を塞ぎ、事故情報、事故の実体の掌握を阻んだ。この不条理の怒りが憤怒の塊になった。←

本件事故に際し、地方自治体を破壊し、法と約束を葬り内乱罪に匹敵する蛮行を行ったのは、被告東京電力と被告国ら及び原子力の利益相反関係者らだった。←

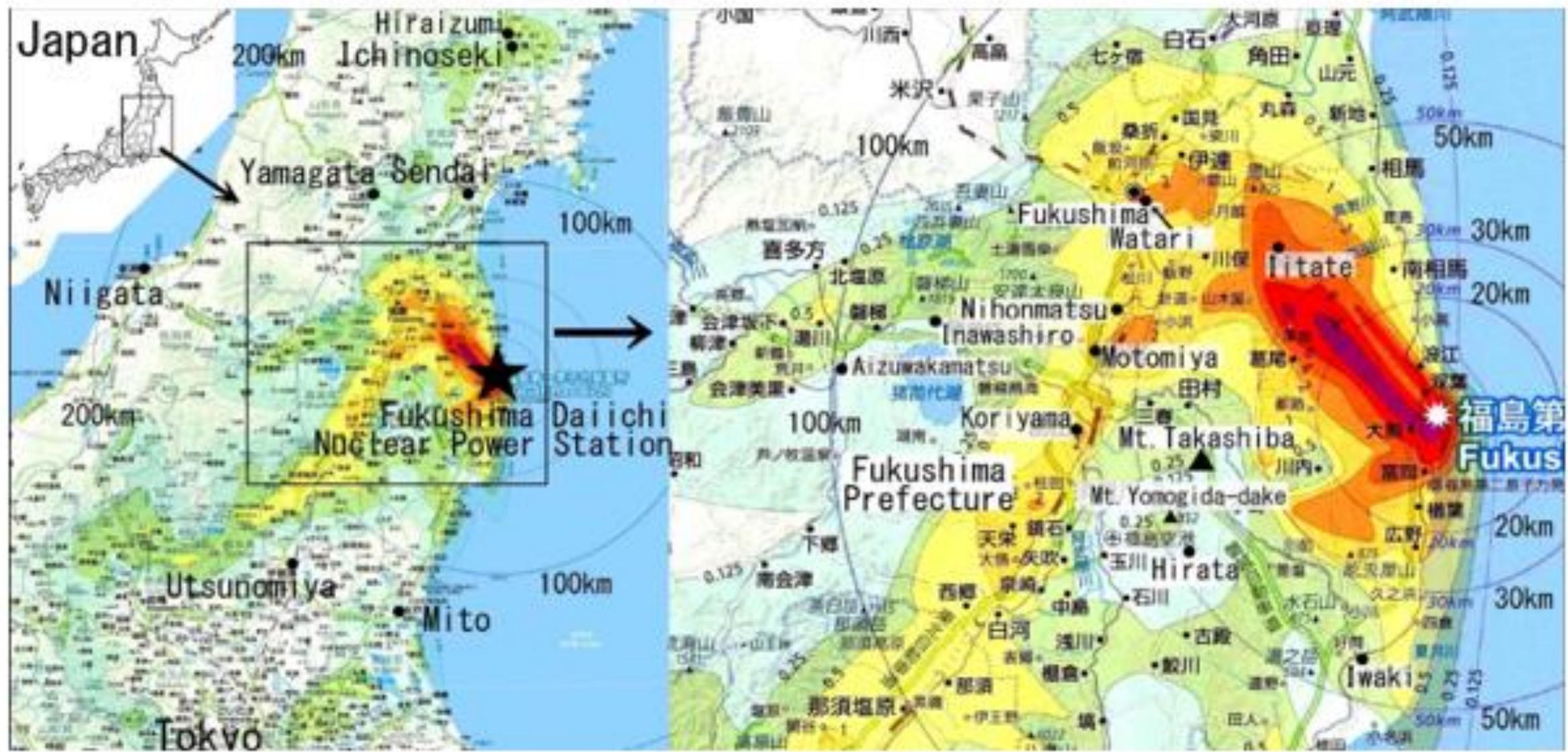
理性とマナーそして使命を放棄した日本政府はさながら異星人である。理性とは法理を言うものと思う、マナーとは、ルールであり、お互いに事故前に共有してきた共助・公助をいう、使命とは本件事故前の原告（双葉町）との約束であって、本件事故時にそれを実施することである。←

」

原告は理性とマナーに反することを、赦したことはこれまでない。その理由は、原告（双葉町原子力災害対策本部長）と同じテーブルで対話、協議、事故状況の共有を阻んだので、彼らの蛮行を合意、了承したことは全くない。←

原子力事故対策の本旨は、放射能に住民・国民を晒さないことにあった。本件事故前には原子力災害の放射能から避難させるために、避難訓練を繰り返してきていた。その訓練は、本件事故の直前、平成22年11月25・26日に双葉町を主会場にして行った。このときも発電所隣接住民を避難させる訓練を行っていた。←

(第1図) 日本地質学会資料より←



放射線が人体に及ぼす影響(福島原発事故も含めて)に関しては、いろいろな見解がある。また、福島原発事故による放射性物質の汚染に関しても、多種多様な報告がある。原発事故による放射性物質の汚染および発生した疾患で最も重要なのはチェルノブイリ原発事故の報告である。しかしこれもロシア政府報告・ウクライナ政府報告のように見解が大きく分かれている。更に、福島県などの汚染地域では、原発事故の放射性物質の汚染に対して拒絶姿勢をとる方も存在する。しかし、原告は「**汚染の実態を詳細に記録することが極めて重要である**」と考えている、これは、将来(利害関係者がいなくなった段階で)、放射性物質による汚染及びこれに伴う疾患の再検証が必ず行われる。その際に、「**汚染の実態を示す基礎データが極めて重要になる**」と考えるからである。野外調査を行ってきたフィールドワーカーは、その特性を生かし詳細な汚染地図を作っていく必要があるとも考えている。↓

● 本件事故前には必要がなかった言葉を本訴で学んだ。その言葉には、①欺罔、奸さ、軽挙妄動、任務懈怠、そして原告の人生には必要がなかった言葉に、
②公務員職権濫用、隠ぺい、偽り、虚偽、偽裝、騙し、ウソ、詐欺、詐取、裏切り、脅し、誘惑、そそのかし、言いふらし、特別背任などの犯罪に至るような言葉がある。←

上記①と②に苦しまされている原告及び双葉町民らと福島県民は、永遠に続く真正の被害者で債権者である。←

内乱罪を予想される蛮行を行った者とは、予告、協議、了解も取らずに放射能を被らせ、それを何でもないというウソをつき、その頂点にいた政府原子力災害対策本部長と取り巻きたちである。←

本件は非常事態ではなく、原災法に基づく「緊急事態宣言」が発令された状態にあるので、行政は原災法を主体に、災害対策基本法を踏まえた事故対応でなければならない。その本旨は、それぞれ（目的）第一条及び以降に示されている条文に従い、実行しなければならないのであって、法外なことを赦す条文は存在しない。←

特に主張しなければならないのは、混乱に際し優越的地位を悪用して、法を超え、閣議決定で本件事故を前例のない状態に拵え、債権者（甲）ら発電所周辺自治体及び住民を広聴、公論の場から排除して、憲法第18条に反する理由なき苦役に追い込んだことである。←

地震・津波の破壊力を事故の原因としている者がいるが、それぞれ自己に課されていた責任回避のために、事故の本質を隠そうと工作している者が上位において、実在しない仮想現実を企てている。←

原子力発電所の構造と仕組みを考えた「安全設計」で建設された東北電力女川原子力発電所は、設計時から貞観津波を考慮したために、本件津波では軽微な損傷で済み、第一原子力発電所とは真逆に発電所内へ周辺の住民たちを避難・収容させた。←

被告東京電力との大きな違いは、被害地域に本社がある東北電力と被害地に本社がないために直接被害を受けた生活者との共感・共鳴する感覚がないので、ウソを付くことが平氣でいる違いである。←

また、やってもいないのに、仮の話で、できない話をする奴がいる。日本にはおかしなことを言う、無責任な者が公務員、専門家として大勢いる不思議さに辟易している。←

本件事故の正体を明らかにして、事故前の約束と事故後の虚偽について詳らかにし、東京地方裁判所民事第50部の法廷で事実を証明し、公正・中立的な判示を求めるとともに、その経緯を後世に語り継ぐことを第7分冊は旨とする。←

(2) 人命軽視の日本と米国 ←

日本政府とアメリカ政府の人命の考え方の違い。この円の中の人々は、原発の安全教育に裏切られ、終の住処を放射能に占領されてしまった。これは、戦の意思を持たない住民に対する、核戦争ということができる。 ←



総理官邸が勝手に日本人に指示した避難区域。日本人は放射能に強いと思ったのか、国民をなめているので許しがたい。 ←

図7

図7は、原子力発電所の立地審査指針に記されている、低人口地帯という条件に合致したことを証明している。しかし、汚染された地域が大きな広がりになっている。 ←

図5



本件事故による被害の真実を偽装し、福島県以北の住民のための流通を遮らないようにするために、福島県民が被ばく被害を強制された。+

それにしても、佐藤雄平福島県知事は本件事故で誰を守ったのかの検証が必要になってくる。図5のことが分かって、県民を避難させなかったら、傷害罪となってしまう恐れが強い。+

子取材動画



平成29年秋 死亡している。双葉町の被ばくによる死亡者第1号。←

鼻 血



《原告井戸川克隆の止血状況》



《就寝中に出了時の状況》



《代表的に拡大したもの》



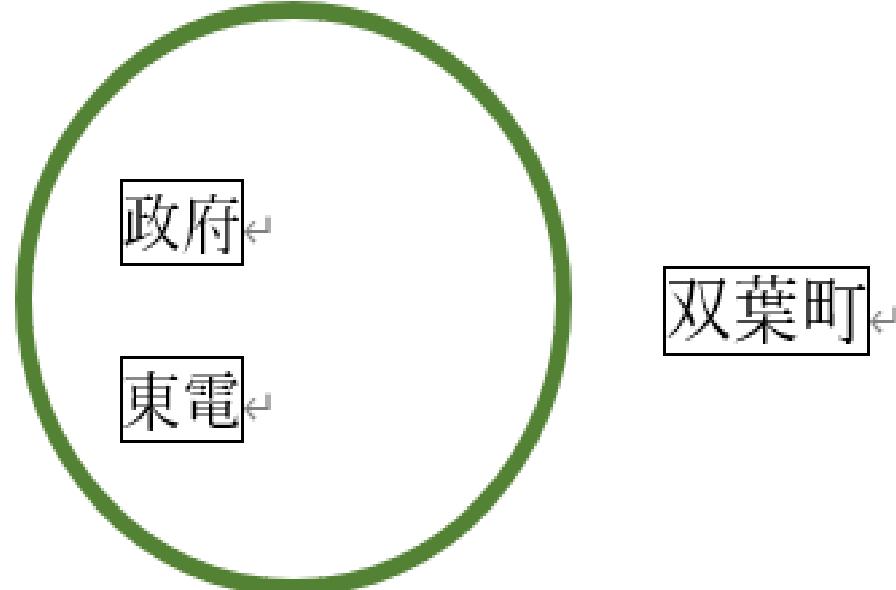
《同 左》

23 / 654

(4) こんなひどいことをした←

菅直人政府原子力災害対策本部長が原告ら発電所周辺の自治体及び住民を事故対応から排除して、被害隠しと偽装をしている。これはもう、事故ではなく事件である。被災者を放射能の独房に押し込め、事故に対する苦情も文句・注文を言えないように口封じを行っている。←

土俵←



双葉町を事故対応の土俵に上がれないように工作をした。←

「あうん」の呼吸で、福島県側の「了承」を取り付けた工務庁は、経産相・直嶋正行の説得に乗り出す。この方針に関する「大臣指示」を取り付けるためだった。

直嶋の説得に臨んだのは後に東電顧問に天下りして批判された工務長官、石田徹。工務庁が残したメモによれば「大臣から『指示いたければ作業を開始する』と迫る石田に、直嶋は『そうしようか』と述べ、『津波抜き』に同意した。

この記事から見えてくるのは、「津波対策をしても事故は防げなかった」と判示した最高裁判所の裁判官は、この記事を読んでいて、「事故は防げなかった」と判示したのだろうか。原告がこの記事を知ったのは、原告が本件を提訴した後だったので、原告の訴状にこの記事を引用できなかった。それでも、この記事の内容は大きなショックを受けた。信頼していた福島県庁が、事故隠しの一端を担う姿に違和感を持っていた最中にこの記事を読むと、怒りの矛先が福島県に向うことになった。この記事を見てから福島県に対する態度が犯人を見る目に変わってしまった。←

●緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)における活動

発生した事象が原子力緊急事態に該当する場合(原子力災害対策特別措置法第15条)には、国は内閣総理大臣を長とする原子力災害対策本部を設置するとともに、現地のオフサイトセンターでは、国、県、**地元町**、事業者、防災関係機関、専門家等が一堂に会する「原子力災害合同対策協議会」を組織して、事故の状況把握と予測、事故収束のための措置、環境放射線モニタリング、住民広報、住民避難、被ばく医療措置、避難した住民に対する支援など各種の応急対策を関係機関が一体となって行います。本県のオフサイトセンターとして、県は大熊町に「福島県原子力災害対策センター」を整備しています。

異常な事象の発生 (原子力災害対策特別措置法 第10条の特定事象)

国は経済産業省に警戒本部を設置するとともに、現地における防災関係機関の相互の連絡・調整を行うため、福島県原子力災害対策センターにおいて「現地事故対策連絡会議」を開催し、原子力防災専門官が、県や市町村への事態の説明や応急対策に関する助言を行います。県と地元町は、福島県原子力災害対策センターに職員を派遣し、国、防災関係機関、原子力事業者等との情報の共有を行います。

(5) 従来の緊急時放射線モニタリングの考え方 (重要)

【第1段階のモニタリング】

原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始されるもので、この結果は、放出源の情報、気象情報及び SPEEDI ネットワークシステム 等から得られる情報とともに、予測線量(IAEA は回避線量)の推定に用いられ、これに基づいて 防護対策に関する判断がなされることとなります。したがって、この段階においては、何よりも迅速性が必要となり、第 2 段階で行われる測定ほどの精度は要求されません。第 1 段階のモニタリングの主要な対象となる放射性物質又は放射線は、原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性の希ガス、ヨウ素、エアロゾル  状態のウラン、 プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料(飲料水、葉菜、原乳等)中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。

【第2段階のモニタリング】←

第1段階で要求される迅速性より正確さが必要となり、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域について、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われます。第2段階のモニタリングにおいては、積算線量並びに環境中に放出された人体への被ばく評価に必要となる放射性核種が対象となり、空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価します。なお、このモニタリングの結果は、各種防護対策の解除にも用いられるとともに、風評対策にも資するものとなります。】←



発行／福島県双葉町企画課

この冊子は、平成17年度原子力広報・安全等対策交付金事業によって製作したものです。 ↗

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。

「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。 ↗

原子力発電所の地震対策

地震対策の7つのポイント

- ① 活断層の上には作らない
- ② 岩盤上に建設
- ③ 最大の地震を考慮した設計
- ④ 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価
- ⑤ 自動停止機能
- ⑥ 大型振動台による実証
- ⑦ 津波に対する対策

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006年版）

上記は、原子力ムラが作った資料を双葉町が広報誌に乗せたもの。
地震対策の7つのポイントが完全でなかった責任は、東電と国に存在する。

しかし、騙された

海江田経産相 「私は今回、この福島の事故の対応で、自分自身に色々と反省することもございます。その中の、やはり一番大きな問題が先ずスピーディの存在を私自身、知らなかつたんです。

これは正直申し上げまして、で、まあ、そのとき官邸にいた他の方にもお尋ねをいたしましたが、実はスピーディの存在そのものをみんな知らなかつたということでありまして、これはやっぱり大変大きな問題であります。

そしてですね、実は保安院がそのスピーディの存在を知っていたようであります。これは私はしっかりと問い合わせました。ところが、保安院はそのスピーディの利用に当たつてですね、やはりこの、当初出してきましたスピーディの数値というのは一定の仮定を置いてこれぐらいでその放射性物質が出ていたとしたらこういうことになるよと言うことで、まさに実際の数値を置いていなかつたから、これを当てにならないものだとして斥けていたということで——」

⑪ 閣議決定の乱発と国會議決の欠如

←

「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」の一部改正について

〔平成24年1月2日
閣議決定〕

「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」（平成23年3月11日閣議決定）の一部を次のように改正する。

- 2を次のように改める。
2. 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるとときは、構成員を追加することができる。

本部長 内閣総理大臣

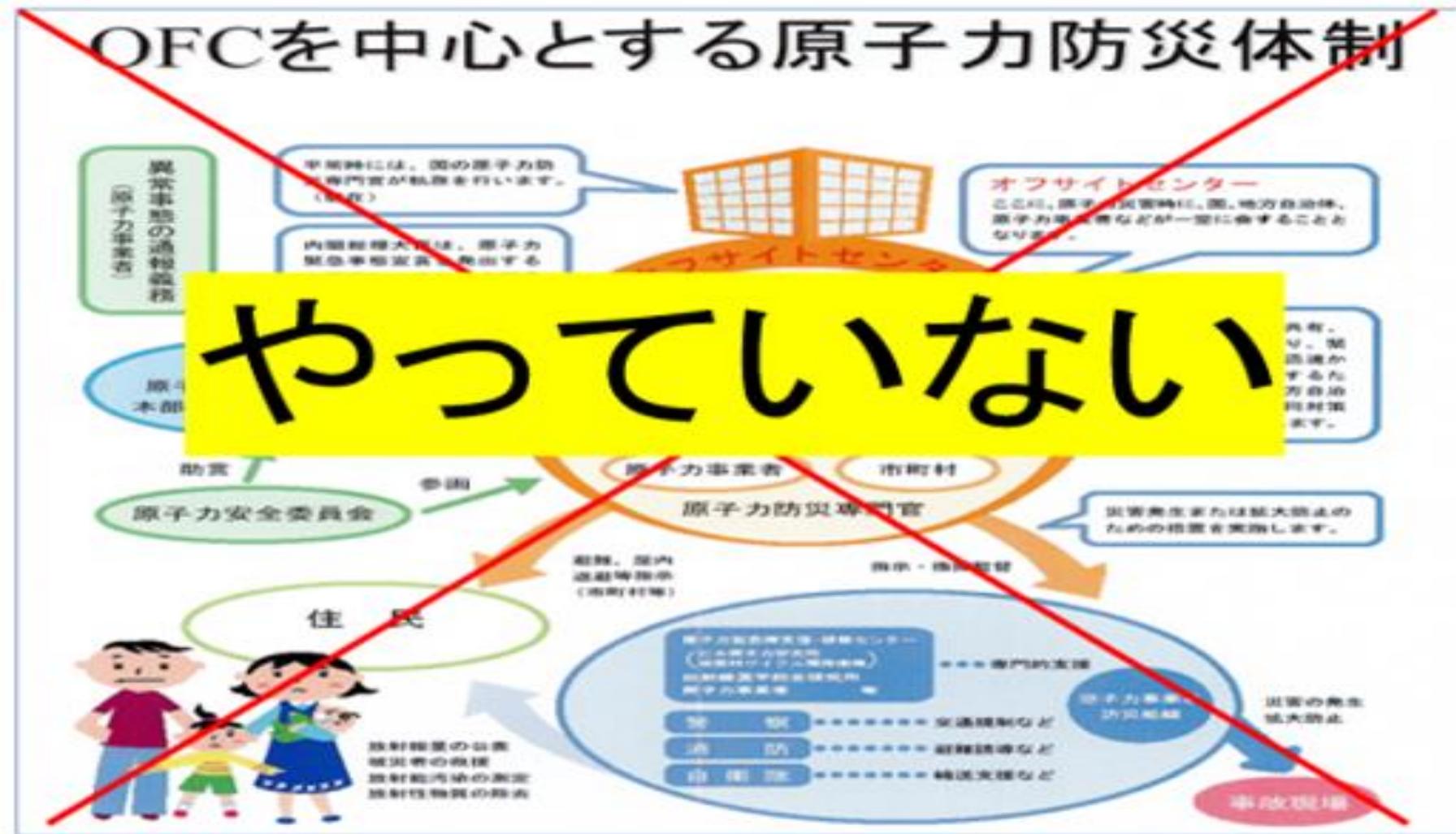
副本部長 内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣及び原子力規制委員会委員長

本部員 (1)本部長及び副本部長以外の国務大臣
(2)内閣危機管理監
(3)経済産業副大臣

4中「内閣官房」を「内閣府」に改める。

5を削り、6を5とし、7を6とする。

約束されていた事故時の体制





官邸地下の危機管理センターにはテレビ装置があった←

210 / 654

2 国民への警鐘

原告は、国民へ警鐘を鳴らす。原発事故の原因はウソだった、原災法、原賠法、放射線障害防止法、原子炉等規制法などは、規制側の省庁の都合と企業の都合で不利になると、何時でも閣議決定という方法で改ざんされる。本件事故の場合も法律などなかったかのように、事業者と官僚の立場を守るために改竄されていること知らなければならない。

しかし、多くの国民は法律を読まないので、マスコミ等が偽情報を伝えても、何もなかったように理解してしまうのが実情である。

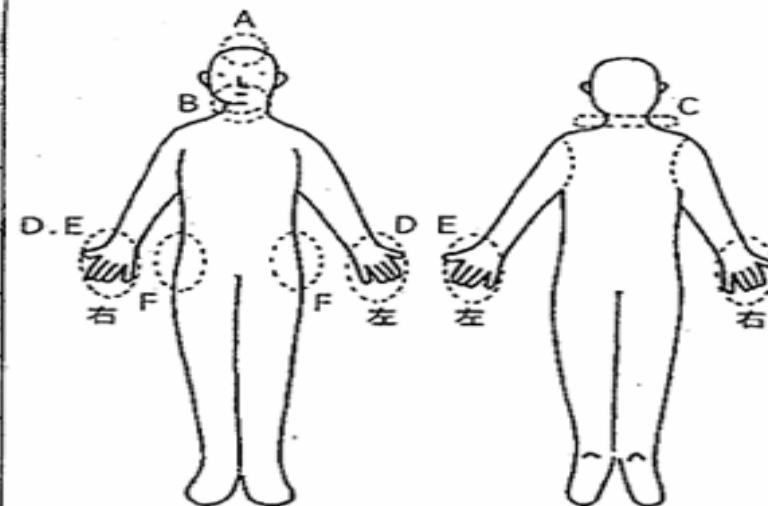
←

長い時間を企業に頼ったところの自治体の盛衰は激しい。原告の町、双葉町の盛衰を見れば、企業に町の運命を預けたために、根こそぎ地域が壊された。

双葉町が復興という掛け声をどれだけの町民が理解して、双葉町に戻っているのは、7,000人の1%しかいない、しかも、殆どが高齢者になっている。

線量当量評価技師記入欄

残存汚染検査	測定時刻	年月日時分	
	サーベイメータの種類		
	サーベイメータの管理番号		
	B.G. レベル		
	サーベイ結果		
	部位	1回目	2回目
		cpm	
	傷部		
	頭部		
	顔面		
鼻腔			
手部			
腹部 脚部			
甲状腺 (S)			
測定者氏名			
線量当量評価	内部被ばく	皮膚汚染	
	推定よう素沈着量 (S) Bq	有	所見
			1. 着衣の交換 2. 皮膚汚染除染 3. 内部被ばくモニタリング 4. コメント
推定全身線量当量 Sv			
評価者氏名			



一次診断後の残存汚染記録票

284 / 654

- 第9 資格要件の整理←
- 1 原子力発電所に必要な資格←
 - ア 放射線取扱主任者←
 - イ 原子炉主任技術者←
 - ウ 核燃料主任技術者←
 - エ 技術士（原子力・放射線部門）←
 - オ 作業環境測定士（放射性物質）←

以上の資格を有していない素人政治家たちが、本件事故の対応に当たったことが、限りなく本件事故を偽装し、規制義務の任務懈怠をごまかしている。



重要免振棟内で収束検査について質した。収束していませんと答えた←



収束検査中。収束に至った証拠文書は存在しなかった。←

■第1 第22回福島県エネルギー政策検討会 ↪

平成14年9月6日 ↪

県庁舎第1特別委員会室 ↪

議題 原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題について

⑩ 私どもは、50年後、100年後の双葉地方はどうなるのかということを常に考えながら、
色々な政策展開をし、あるいは国に対しても色々と申し上げてきた。 (議事録 P30)

・つまり←

どこを見ても、どこを探しても、原告（双葉町及び町民ら）は、原発事故で双葉町から離れなければならない理由は見つからない。←

又、被告東電と被告国らに騙される理由も、人生を壊される理由も、原告（双葉町及び町民ら）には存在しない。←

←

原告ら双葉町民に有ったのは、何があっても発電所の運転を「止める」、そして核燃料を「冷やす」、その後放射性物質を発電所周辺監視区域内に「閉じ込める」の3つの公約があった。これさえも守れないような貧弱な企業が、原子力発電所を所有することも、営業することも不適だったことを証明した本件事故は、平成の乱をもたらした悪徳企業だった。←

本件事故の前に被告らは、発電所周辺の自治体及び住民との本当の信頼関係を築いていたのだろうか、大きな疑問がある。それとも、事故が発生したらウソについて、責任を回避するためにあらかじめ企んでいたのだろうかと疑問に突き当たる。←

そして、法に適った本件事故対応が始まっていないのに、終わりは来ないので、残念ながら原告には、原発事故対応の「**始まり**」を迎えることができない。←

その理由は、平成23年3月11日15時以降、国が原子力災害対策特別措置法並びに原子力災害対策マニュアルに沿った行為を全く行っていないので、下部組織の双葉町の原子力災害対策計画が実行されていないから、原告（事故時の双葉町災害対策本部長）は、双葉町としての正式な事故対応が開始していないと述べておく。←

付録 原発事故は人災である

- ・原発の運転を3月7日に止めていれば過酷事故は防げた。
- ・SBO対策とB.5.b対策を完全に実行していれば過酷事故は防げた。
- ・平成20年9月10日の会議をオープンにすれば事故は防げた。
- ・東電設計が報告した15.7mの波高を原告に報告すれば、発電所の運転を止めさせていた。
- ・長期評価を素直に受け入れていれば、事故は防げた。
- ・双葉町の広報誌「エネルギーのまちふたば」のとおりであれば、原発事故は防げた。
- ・被告東電が、津波対策をやらない対策をしたから天罰に遭った。

別添：福島県エネルギー政策検討会 平成17年6月

今後の原子力発電所の安全確保にかかる取り組みについて

- ・ 1 不正問題再発防止の取組み 県は一連の不正問題に対し、県民の安全・安心の一体的確保を図ることを基本として対応してきたところであり、国及び事業者に対し、徹底した原因究明と再発防止対策を強く求めてきた。
- ・ 事業者においては、一連の不正問題について、事実関係を調査し、経営トップを含む幹部の辞職や関係者の処分を行い、不正問題等で指摘があった検査内容については、各号機毎に点検・検査過程の適切性を明らかにしつつ設備の健全性の確認を行うとともに「情報公開と透明性の確保」をはじめとする再発防止対策に取り組んできた。

- ・一方、国においては、一連の不正問題を踏まえ、事業者に対して厳格な定期検査や特別な保安検査を実施するとともに、電気事業法等を改正し、原子力安全規制の強化を図ったとしている。しかしながら、昨年8月には、関西電力(株)美浜発電所3号機において配管破損による作業者の死傷事故が発生するなど、国の安全規制体制は根底から揺らいでいる。

- ・県は、一連の不正問題で停止した原子炉の運転再開に際しては、地元 町村や県議会の意向なども伺いながら、県民の安全・安心が一体的に確 保されることを大前提として、1 基ずつ、国が行った安全確認の状況や 事業者の点検・補修及び再発防止対策の取組状況について、地元町と連携しながら立地自治体としての立場から独自に確認してきたところであり、その中で、国及び事業者の体質、体制そのものが厳しく問われていることを指摘するとともに、国に対しては、安全規制機関として、安全 確保に真に責任をもった対応を、また、事業者に対しては、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた 努力を積み重ね、それを結果として示すよう強く要請してきた。

- ・不正問題以降3年近くが経過しようとする今、国、事業者においては、改めて、不正問題の反省に立ち、地域との揺るぎない信頼関係の下に、安全規制、安全確保の責任を果たしていくことの重要性を再認識し、今後とも、再発防止の取組みの更なる充実強化を図っていくことが求められる。
- ・県としては、地元町と連携し、立地自治体としての立場から、一つひとつ的事象に即して、トラブルの原因究明や再発防止等の取組みを独自に確認するなど、県民の安全・安心の一体的な確保を基本に、今後とも国及び事業者の取組みを、緊張関係の下、厳しい目線で見ていく。

- ・（5）国の役割 国は、高経年化対策については、一義的には、長期運転を行う事業者 自らが責任を持ち、展開していくものであり、国はそれを監視する役割 を負うとしており、平成15年10月に高経年化対策に係る制度を改正した 際も、高経年化対策を事業者の法令上の義務とし、国がその実施状況を保安検査等により確認する仕組みとしたが、事業者が実施する技術評価 や長期保全計画に関する国の審査については、法的な位置づけはなされていない。

- ・しかしながら、現実のプラントは、運転の長期化に伴い、予期し得なかつた様々な経年劣化事象が発生しており、また、今後、さらに高経年化が進んでいくことを考慮すると、国自らが安全を確保するという観点から、国内の事象はもとより海外の事象や安全規制の状況、さらには他産業の経験等を踏まえ、水平展開を図るなど、常に新たな知見を取り込み「運転開始後30年」に関わらず、保全内容や検査の在り方等高経年化対策全般について、十分な見直し、検討を行い、その結果を国民に明らかにするとともに、事業者の取組みに関する国の審査を法的に位置づけることや安全規制に係る新たな許認可制度を創設すること等、国が安全確保に責任をもった高経年化対策システムを構築し、有効に機能させていくことが求められる。

- ・ 3 風通しが良く透明性の高い発電所運営 不正再発防止の取組みが進められている中にあっても、作業ミス等のトラブルが発生しており、現場が安全最優先で運転、保守に取り組み、情報公開を徹底し、風通しが良く透明性の高い発電所運営を行っていく上で、原子力発電所に関わる協力企業も含めた企業システム全体の改善にどう取り組んでいくのかが重要な課題となっている。

- ・（1）情報公開の徹底 事業者は、不正問題の再発防止対策として平成14年9月から企業風土の改革に取り組んでいるが、作業ミスなどのヒューマンエラーをはじめ、基本的な現場管理が不十分であることによるトラブルが頻発したことから、県は、平成15年6月25日、事業者に対して、原子力発電に関わる協力企業を含めた企業システム全体の改善への取組みを強く要請した。これを受け、事業者においては、協力企業を含めた現場の安全管理や協力企業との情報共有の不足、トラブル等のタイムリーな情報公開の不徹底等を反省点として現場を重視した取組みの強化を図ることとした。

- ・しかしながら、その後においても、圧力抑制室の異物混入問題など、作業管理、情報公開等の基本的な品質保証活動が十分でなかったことが明らかになったため、事業者は、同年11月10日原子力発電所における不適合事象の公表方法を見直し、すべての不適合事象について4段階に分類し、それぞれの段階に応じてすみやかに公表することとした。この間、不適合事象について情報公開を徹底させようと努めている姿勢はうかがえるが、現場での不適合事象が多様なこともあります、なお、情報の取扱いに課題を残す事例も見られる。
- ・情報の公開は不正問題再発防止対策の最も大きな柱であることを協力、企業も含めた企業全体で再認識し「まずは第一報」重視の観点から、迅速な情報連絡を現場に浸透させ、分かりやすさにも配慮しながら情報公開の徹底を図り、原子力発電所の運営の透明性を高めていく必要がある

- ・また、申告制度については、国においては、平成14年10月8日に新たに原子力施設安全情報申告制度運用要領を定め、申告制度の運用状況や個別申告案件を公表してきている。これまで、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に関連した案件として7件を公表している。一方、事業者においては、平成14年10月18日に原子力部門に関する相談窓口を設置、運用を開始し、平成16年3月5日には、地域の信頼や安全・安心の確保の観点から可能な限り公開するという方針を定め、これまで、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に関連した案件として8件を公表している。国及び事業者においては、今後とも申告制度の意義及び制度の内容について周知を図るとともに、申告者の保護に万全を期し、迅速かつ機動的に調査を行い、確実に機能させていくことが求められる。

- ・（2）原子力発電所に関する企業システム全体の改善
原子力発電所における施設、設備の保守管理が、多層構造を成す協力企業により行われている実態を踏まえると、作業現場の第一線にまで品質保証活動が徹底され、安全確保意識が十分に浸透していくためには、協力企業を含めた企業システム全体の改善が重要であることから県は、これまでも、様々なトラブルを踏まえ、風通しが良く透明性の高い発電所運営の観点から、その必要性を強く指摘してきた。

- ・事業者においてもそのような問題意識の下、不正問題再発防止対策の一環として、協力企業とのコミュニケーションの強化や協力企業との情報共有化を図る様々な施策を進めているが、平成17年5月に、福島第一原子力発電所で働く協力企業を含む全員を対象に事業者が実施したアンケート調査結果によれば、各種の相談窓口のうち、協力企業従業員の認知度が最も高い協力企業エコー委員会でも約6割にとどまっている。原子力発電所に関わる協力企業も含めた企業システム全体については、これら様々な制度の運用に当たり、様々な意見・要望の一つひとつ小さな声にも真摯に耳を傾け、誠実に向かい合い、そこに潜在している問題点やリスク、更にはその背景まで含めた検討を行うなど、現場における労務管理の在り方も含め企業システム全体の改善を図っていく必要があるのではないか。

- ・また、今後は、不正問題以後、一連の信頼回復の取組みを実践してきた職員の世代交代が進むことにより、不正問題再発防止を契機として開始された様々な取組みの本質的な意義が、次第に見失われ形骸化していくことのないよう、原子力発電所に関する協力企業を含む全員が真に納得して取り組むことが重要であり、事業者においては、これらの取組みの必要性について、不斷に理解の促進と意識の浸透に努めていく必要がある。その上で、原子力発電所の安全管理が企業システム全体として適切に行われ、協力企業と連携しながら、事業者及び協力企業の現場の作業に携わる一人ひとりが活き活きと仕事ができるよう、企業の垣根を超えて安全意識、品質意識が共有化され、安全上の問題や意見をオープンに出せる風土と問題解決の仕組みを構築し運営していくことが求められる。

- ・ (3) 安全管理のトップマネジメント 事業者においては、不正問題の再発防止対策として、発電所の問題を経営層が発電所と共有し、解決していくために、経営トップを始め経営層が発電所に赴き、協力企業も含めた現場の職員との意見交換等を行って、様々な取組みを行ってきており、今後も安全確保を最優先に、協力企業と一体となって原子力発電所の業務運営の改善に努めしていくとしている。原子力発電所のような潜在的な危険性を内在する巨大システムにあっては、経営トップが自ら率先して現場に出向くなど、経営と現場が一体となった取組みを不斷に継続して進めていくことがとりわけ重要である。今後とも経営の意思として安全に対する目標と戦略を明確にし。協力企業もよう、リスクを踏まえた安全のためのコストの投入、人材の育成・確保、適切な検査期間の設定など、ハード・ソフト両面の良好な環境づくりを進めていくことが求められる。経営トップの「愚直に取り組む「世界」、トップレベルの安全・安心な会社を目指す」という決意の真価が問われている。

- ・ 4 安全規制機関の在り方 県は、平成7年12月高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故 を契機として、国に対して 「国は新しい体質のもとでの原子力政策を、推進すべきである」 旨の問題提起をしてきており、平成14年5月に中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機のトラブルに対応して原子力安全・保安院が他の事業者に対して出した文書の中で 「き裂の有無についての点検計画を運転計画を勘案しつつ策定する」 よう指示した際にも、国の姿勢は安全確保より運転優先ではないかと指摘してきた。 今回の不正問題に対しても、立地地域の安全・安心を軽視して進める 国の原子力行政や安全確保に関する基本的な体質、体制そのものが厳しく問われていることを指摘した。

・国は、一連の不正が防止できなかったことの反省を踏まえ、制度の見直しや実施体制の強化によって、国としての規制をより効果的なものとし、このような不正が二度と発生することのないよう万全を期すとしてきた。しかしながら、その後においても、圧力抑制室の異物問題や関西電力(株)美浜発電所3号機配管破損事故のように、事象や事故が発生して初めて問題が明るみになり、対応を余儀なくされているものが依然として少なくない。

- ・福島第一原子力発電所 5号機の配管減肉問題では、原子力安全・保安院は、平成16年9月に、事業者から平成15年9月までの定期検査中の点検において、0.8年と余寿命評価された部位があった配管をそのまま使用しているとの報告を受けながら、運転継続を容認した。さらに、平成16年10月にその事実を知った県が求めた見解においても、法令上も安全面でも問題はないとしているが、その理由として、

- ・事業者の測定実績から得られた年0.6mmという減肉率を具体的根拠を示さず、過大と推定し、これを基に現時点で当該部位の肉厚は技術基準を下回ることはない、
- ・具体的な数値を示さないまま、法令に基づく技術基準には、元々十分な安全裕度が盛り込まれているとして、仮りに技術基準上の最小許容肉厚に達したとしても、これがただちに安全上の問題に結びつくことはない、
- ・当該部位が破損した場合、放射性物質が放出される事故となる可能性があるにも関わらず、圧力条件等により関西電力(株)美浜発電所3号機の配管破損事故のような蒸気噴出事故が生じるおそれがなく運転を継続しても安全上の問題が発生するおそれがない、

- ・などとしている。本来、運転より安全確保を優先し、技術基準に基づく配管の必要肉厚を確保させようとするのが安全規制機関ではないのか。また、非常用炉心冷却系統ストレーナ閉塞問題での対応の遅れは、これまでの国の安全規制が事業者任せになっていたことを如実に示しているのではないか。原子力安全・保安院には、立地地域の安全・安心の一体的な確保を図る観点から、安全規制機関として安全確保に真に責任を持ってその権限を行使し、的確に説明責任を果たしていくことが求められており、県としては、今後ともその取組みを厳しい目線で見ていく。
- ・県は、これまで国に対して一貫して、安全規制機関として、真に国民及び立地地域の信頼が得られ、より客觀性を高めた体制を確立することを求めてきており、このためには、原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経済産業省から分離すべきであることをここに改めて指摘しておく。

おわり